

第 51 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 7 年 11 月 14 日（金）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 51 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 7 年 11 月 14 日（水）14 時 00 分～17 時 05 分

2. 場 所

神戸市中央区八幡通 4 丁目 2 -12 カサベラ FRⅡビル
三宮研修センター 6 階 605 号室（ウェブ会議併用）

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 脇田 和美

【府県互選委員】

和歌山県 山口 太志

大阪府 岡 修

兵庫県 田沼 政男

広島県 箱崎 照男

山口県 三浦 忠

徳島県 大山 登

香川県 嶋野 勝路

愛媛県 塩田 浩二

福岡県 瀧口 克己

大分県 本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 久賀 みず保

学識経験者 富山 毅

4. 議 題

(1) 委員の互選に伴う対応について

① 会長職務代理者の互選について

② 部会に属すべき委員の指名について

(2) 令和 7 年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について

(3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する
委員会指示の一部改正について

(4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について

(5) サワラ・トラフグの資源管理について

(6) その他

① T A C 魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和 8 年度資源管理関係予算について

③ 広調委の今後の役割等について

④ その他

5. 議事の内容

(14時00分開会)

○鉢嶺調整課長 定刻となりましたので、ただいまから第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催したいと思います。

私は、本委員会事務局であります、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調整課長をしています鉢嶺と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて進めさせていただきます。

さて、本日は府県互選委員である岡山県の豊田委員が事情やむを得ず御欠席されていますが、定足数の過半数を超える13名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用する同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは早速ですが、脇田会長に、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。

脇田会長、よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございます。会長の脇田でございます。

委員の皆様をはじめ関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員会では、会長職務代理者の互選、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示の発出について御審議いただくほか、沿岸くろまぐろ漁業の承認状況、サワラやトラフグの資源評価結果及び管理について、TAC資源の拡大に向けた検討状況、令和8年度資源管理関係予算、広域漁業調整委員会の今後の役割などについて、水産庁等からの説明が予定されております。

本日は対面とウェブ会議の併用で会議を開催しております。議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

初めに、委員の交代について報告いたします。

府県互選委員については、海区漁業調整委員会委員の任期満了後に伴う委員の交代及び広域漁業調整委員会の府県互選委員第6期の任期満了に伴い、新たに11名の府県互選委員が着任されています。また、大臣選任委員については、今井前委員の御逝去により補充が必要になっていたため、新たに1名の大臣選任委員が着任されています。

本日は私から委員名簿の順に出席委員の皆様を御紹介させていただければと思います。初対面の方もいらっしゃると思いますので、私が皆様のお名前を読み上げた際は、お手数ですがカメラ及びマイクをオンにして一言御挨拶いただければ幸いです。

それではまず、府県互選委員につきまして御紹介いたします。

和歌山県選出の山口 太志委員です。

○山口委員 こんにちは。和歌山県漁業調整委員会の山口といたします。なにぶん初めてなので、よろしくお願い致します。

○脇田会長 ありがとうございます。

続きまして、大阪府選出の岡 修委員です。

○岡委員 岡です。今回もよろしくお願い致します。

○脇田会長 よろしくお願い致します。

続きまして、兵庫県選出の田沼 政男委員です。

○田沼委員 よろしくお願い致します。

- 脇田会長 引き続き、よろしくお願いいたします。
続きまして、広島県選出の箱崎 照男委員です。
- 箱崎委員 初めまして。広島県選出の箱崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくよろしくお願いいたします。
続きまして、山口県選出の三浦 忠委員です。
- 三浦委員 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会、三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、徳島県選出の大山 登委員です。
- 大山委員 徳島県の大山です。よろしくお願ひします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、香川県選出の嶋野 勝路委員です。
- 嶋野委員 香川県選出の嶋野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、愛媛県選出の塩田 浩二委員です。
- 塩田委員 愛媛海区漁業調整委員会の塩田でございます。資源管理と漁業調整に協力してまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、福岡県選出の瀧口 克己委員です。
- 瀧口委員 福岡の豊前海区の委員をしています瀧口です。よろしくお願ひします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、大分県選出の本庄 新委員です。
- 本庄委員 大分海区の本庄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 次に、大臣選任委員の方々です。
私、名簿順に脇田でございます。
続きまして、久賀 みず保委員です。
- 久賀委員 皆様初めまして。鹿児島におります久賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくお願ひします。
続きまして、富山 毅委員です。
- 富山委員 広島大学の富山と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 よろしくお願ひいたします。
次に、水産庁からの出席者を紹介いたします。
金子瀬戸内海漁業調整事務所長です。
- 金子所長 金子でございます。本日はよろしくお願いいたします。
- 脇田会長 お願いします。
続きまして、中村沿岸・遊漁室長です。
- 中村沿岸・遊漁室長 中村です。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　　ほか、担当官の方々に御出席いただいております。

また、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、水産資源研究所浮魚資源部、山下副部長。

○山下浮魚資源副部長　　山下です。よろしくお願いいたします。

○脇田会長　　続きまして、底魚資源部の船本部長。

○船本底魚資源部長　　船本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○脇田会長　　以上の方々に御出席いただいておりますので、御紹介いたしました。

多数の方に御出席いただいておりますので、代表して水産庁の金子所長から、委員会の開催に当たり、一言、御挨拶をいただきたいと思っております。

○金子所長　　皆さん、こんにちは。改めまして、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長の金子でございます。第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会は、これまで瀬戸内海において複数府県にまたがる海域を回遊する水産資源の管理について検討するとともに、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示を発動し、関連する漁業調整を通じて、サワラ・トラフグ・クロマグロをはじめとした広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたところであります。

本日の委員会では、まず1つ目として会長職務代理者の互選、2つ目として太平洋くろまぐろの遊漁に係る委員会指示の発出について御審議いただくこととしております。また、我が国の水産資源の管理については平成30年の漁業法の改正により、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に水産資源を維持または回復させることを目標として、この目標達成のための手法は漁獲可能量による数量管理を基本とすることとされました。このような中、広域漁業調整委員会の調整機能や委員会指示は引き続き重要な役割を果たしていくものと考えており、今後もその機能が十分に発揮されるよう、本日は広域漁業調整委員会の今後の役割について、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

今後とも、関係者の皆様の御意見をお聞きしながら水産政策の改革を推し進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得の向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、御理解、御協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、水産資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるよう祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○脇田会長　　ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長　　事務局でございます。

本日の配布資料について確認させていただきます。

まず、議事次第と委員名簿、こちら裏表になってございます。続きまして、出席者名簿。それから本日の委員会で使用する資料として、資料1から6までお配りしておりまして、資料1、資料2は枝番号1から6までまとめたものとなっております。資料3は、こちらも枝番号1から7までまとめたものとなっております。それから資料4。資料5につきましては2つに分かれておりまして、サワラの関係が枝番号1から3、トラフグの関係が4から5までをそれぞれまとめたものとなっております。資料6は枝番号1から4まで、それぞれ別のものとなっております。

配付資料は以上となりますが、不足や落丁等ございましたら事務局までお申しつけください。

○脇田会長 ありがとうございました。

皆様、資料に不足はございませんでしょうか。

それでは次に、ウェブで出席されている方への注意事項について、事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 今回の開催形式は、会場出席とウェブ出席の併用にて開催となっております。ウェブ出席されている委員の皆様方におかれましては、マイクはミュートを基本としていただき、御発言される際は、まず音声またはチャット機能により発言の御意思を表示いただき、会長の許可を得た上で、御発言のほどよろしくをお願いいたします。また、やむを得ない理由で会議中離席をされる場合は、先ほど申し上げた手順で会長の許可を得て離席し、戻り次第その旨会長に報告いただければと思います。万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば会議の音が聞こえなくなったとかそういった場合にはチャット機能等でお知らせいただくか、速やかに事務局の担当者にお電話いただければと思っております。

また、会場で御出席の委員の皆様にもお願いがございます。御発言をいただく際は、ウェブ参加者に伝わるようにマイクを通じた発言をいただくよう、よろしくをお願いいたします。

円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○脇田会長 続きまして、本委員会の議事録の署名人の選出についてです。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第 12 条の規定により、会長の私から指名いたしたいと存じます。

和歌山県の山口委員、大阪府の岡委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

○岡委員 了解しました。

○山口委員 了解しました。

○脇田会長 ありがとうございます。委員会終了後、追って事務局から議事録を送付いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○脇田会長 それでは、議題 1 の「委員の改選に伴う対応について」です。

①「会長職務代理者の互選について」に入らせていただきます。

10 月から府県互選委員について、今期の委員の任期が開始されたところです。現在、瀬戸内海広域漁業調整委員会には会長職務代理者が不在であるため、会長の不測の事態に備え、会長職務代理者を本委員会事務規程第 4 条第 3 項の規定に基づき委員の互選によって選出したいと思っております。つきましては、会長職務代理者の互選について、御意見、御提案がございましたらお願いいたします。

それでは、本庄委員お願いいたします。

○本庄委員 推薦の意見を述べさせていただきます。

会長職務代理者は、委員経験の長い兵庫県の田沼委員にお願いしてはどうかと思っております。以上でございます。

○脇田会長 御意見ありがとうございます。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの本庄委員からの御提案を皆様にお諮りしたいと思っております。会長職務代理者には、兵庫県の田沼委員にとの御提案でございましたが、いかがでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。本件、賛成・反対について、マイクをオンにして御発言いただければと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○脇田会長 ありがとうございます。

それでは御異議がないようですので、会長職務代理には田沼委員が選出されました。

田沼委員におかれましては、これから会長職務代理者として、どうぞよろしく願います。

(田沼委員 承諾)

ありがとうございました。

次に、②「部会に属すべき委員の指名について」です。

瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会については、昨年12月に同専門部会を設置した際、大阪府の岡委員を指名しましたが、府県互選委員について今期の委員の任期が開始されたことに伴い、改めて指名を行うものです。

本委員会の事務規程第14条第3項の規定により、会長の私から指名いたします。山口県の三浦委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○三浦委員 微力ではございますが、お受けさせていただきます。

○脇田会長 どうもありがとうございます。

それでは、瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会に属すべき委員については三浦委員をお願いすることといたします。どうぞよろしく願います。

○脇田会長 それでは、次の議題に移ります。

議題2は、「令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について」です。水産庁から御説明をお願いいたします。

○中村沿岸・遊漁室長 管理調整課の中村でございます。

資料1を御覧ください。

くろまぐろ遊漁の管理についてということで、4月以降現在までのくろまぐろ遊漁の状況について、おさらいをさせていただきたいと思っております。その後、この後の議題にあります「くろまぐろ遊漁の管理の高度化」ということで、届出制についての御議論ということをご予定してございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

令和3年度から遊漁に関します採捕についてもルールを導入してきております。その後、内容について改善を進めてきている中で、現在令和7年度の採捕に関する規制は、青枠の中のとおりとなっております。

まず(1)でございますけれども、小型魚、30kg上・下で大型魚・小型魚としておりますが、小型魚の採捕は周年禁止ということでございます。

(2)としまして、30kg以上の大型魚の保持は1人毎月1尾まで。昨年度は1日1尾まででしたが、より多くの遊漁の機会を確保するという観点から、今年度につきましては1人毎月1尾までに改定をしているところでございます。

(3) としまして、大型魚を採捕した場合には、陸揚げした日から1日以内の報告、これも昨年度は3日以内のところでもございましたけれども、1日以内に改善をしてございます。報告する内容としましては、捕者情報や採捕したクロマグロの情報でございます。

(4) でございますけれども、資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を停止する場合がございます。現在、年間の採捕数量を60トン程度としまして、これを毎月5トン、12か月を毎月5トンで管理をしているところでもございます。後ほどまた出てまいります、今年度におきましては6月・7月に想定以上の積み上がりがございます関係上、くろまぐろ遊漁専門部会の中でも議論をいただいた結果としまして、今年9月からは毎月5トンだったところを3トンというところに変更して、管理をしてきているところでもございます。

(5) としまして、委員会指示の有効期間は2年間。今年の4月1日から2年間、令和9年3月31日までの期間の委員会指示が現在出されているところでもございます。

これに加えまして、くろまぐろ遊漁につきましては不特定多数の方がクロマグロを採捕しているような実態がございますので、全体図を把握していくということで届出制を来年4月1日から導入するということ。これにつきましては、今年2月の広調委におきましても、皆様方からの御承認をいただいているところでもございます。その後、くろまぐろ遊漁専門部会の中で具体的な内容を詰めていきまして、内容が固まりましたので、また後ほどの議題とさせていただいているところでもございます。

届出の対象となるところは3つということで、まず1つは、遊漁者そのもの、釣り人そのもの、クロマグロを狙う方全ての方が対象となります。もう1つは遊漁船業者の方、クロマグロ目的でお客さんを漁場に連れていかれるような方。もう1つは遊漁船以外の船を運航するというところで、プレジャーボート、こういったものをお持ちの方が対象ということでございます。詳細については、また後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりください。2ページ目でございます。

採捕状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、今年度につきましては毎月5トンで管理してきておりますが、6月・7月につきましては採捕のシミュレーションを超える採捕数量が積み上がったということから採捕停止も早い時期に出してございますけれども、こういった積み上がり状況になってございます。その後、漁場形成等々詳細な理由というところまでは分からないのですが、現在のところは9月以降3トンで改定した内容で、採捕数量は収まっているというような状況でございます。

1枚おめくりください。3ページ目でございます。

今後の話にも利いてまいりますけれども、この採捕数量の超過分・未利用分の考え方についてでございます。現在管理している採捕数量について超過したときにどうするかということでございますけれども、これまでも総採捕数量を超過した場合には、翌年の総採捕数量から差し引いて管理をしてきておりますので、引き続き同じ考え方で対応してまいりたいと考えてございます。

また一方で、未利用分につきましてはでございます。これについては漁業におきましても、前の管理年度の終了に伴い未利用分というものが発生した場合には、当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、次の管理年度に繰り越すことができるとしてございますので、遊漁についても同じ考え方で、10%を上限に翌管理年度に繰り越すというような対応をしていくことを考えております。

次、お願いいたします。

先ほど御説明させていただきました採捕に関するルールについての取締りの状況でございます。現在、委員会指示でございますので直罰ではありません。違反が見つければ農林水産大臣の裏付命令を出す

いうことになってございます。

その裏付命令の発出状況ですが、現時点におきまして、合計 12 件の裏付命令を発出しているところでございます。下に※がございまして、昨年度は年間通じまして 11 件でございましたので、今年はそれを上回るペースで進んできているというところでございます。使用船舶は P B もあれば遊漁船もございます。違反の内容につきましても、小型魚を獲っているものもあれば、採捕期間停止中の採捕、あるいは採捕報告期限の超過、こういったところも見てとれるところでございます。

今年度のくろまぐろ遊漁の管理につきまして、資料 1 の説明については以上になります。よろしくお願いたします。

○脇田会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでしょうか。

○瀧口委員 福岡県ですけど、質問いいですか。

○脇田会長 お願いします。

○瀧口委員 2 ページ目の採捕実績の中で、8 月ですか。採捕上限 5 トンと書いてあるのですが採捕数量 2.8 トンでかなり少なめになっています。採捕禁止がかなり早く行われているようですが、これの実態をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○中村沿岸・遊漁室長 御質問ありがとうございます。8 月については採捕禁止期間が 8 月 4 日からということで、実質、採捕ができた期間が 3 日までとなっております。これは、6 月・7 月の採捕数量がかなり早くに積み上がり、6 月については 5 日から、7 月についても 4 日から採捕停止になっていたということを踏まえまして、8 月も少し早めに採捕停止を行ったというものでございます。

今年度につきましては、漁業も含めてですけれども、やはりクロマグロの資源が回復してきているということ。そして採捕された魚体重も 100kg を超えているような状況にあったこと。そして、かなりの数の漁場ができて、遊漁でも獲れるような場所でも形成されたこと。こういったことなどもございまして、また昨年もその採捕停止が行われているような実態がございましたので、月の初めにかなり多くの遊漁者が採捕に行っているような実態がございました。また、今年から採捕報告を陸揚げした日から翌日の 1 日以内に早めはしたのですけれども、やはり 1 日というタイムラグは残っているところでございましたので、8 月については早めに採捕停止をかけた。既に 6 月・7 月時点で採捕数量が 5 トンを大幅に超えているような実態もございましたので、そういった措置をしたというところでございます。8 月の採捕数量をこちらで精査したところ 2.8 トンとなり、結果としては 5 トンに収まりましたが、先ほど申し上げたとおり年間を通して 60 トンの中での管理となっておりますので、引き続き同じように 5 トンで管理するような採捕数量はないというような状況でございまして、9 月以降は 3 トンに修正をして管理をしているというような状況でございまして。

○瀧口委員 ありがとうございます。

○脇田会長 よろしいでしょうか。

山口県の三浦委員、お願いたします。

○三浦委員 ちょっと確認ですけれど、1 ページのところの規制について、毎月 1 尾までということですが、報告事項の中に、尾数の報告があるのはどうしてなのでしょう。

○中村沿岸・遊漁室長 御意見ありがとうございます。採捕は 1 尾までですけれども、キャッチアンドリリースで放流した場合も、これは義務ではなくて任意ではありますが、できるなら報告をしてくださいというような運用をしておりますので、人によってはキープしたのは 1 尾、ここにあるような重

量や尾さ長の情報とともにキャッチアンドリリースを2尾しましたとか、そういった情報も併せて報告していただけるようにということで、項目として尾数があるというような状況でございます。

○三浦委員 今話を聞くと、キャッチアンドリリース、オーケーですよというような捉え方もできるかと思うのですが。

○中村沿岸・遊漁室長 採捕停止が出た後は、キャッチアンドリリースも採捕になりますのでできませんけれども、採捕できる期間については、必ずしもキープをしないでキャッチアンドリリースをしているという方も結構いらっしゃいます。実際に、この冬場にかけて北の方の漁場で遊漁をされているような方々は、どちらかというキャッチアンドリリースをされるような方が多いと聞いておりますし、9月以降は採捕停止が出ていない実態もでございます。採捕停止が出るまでは、キャッチアンドリリースで採捕していただくという分には構わないというような状況でございます。

○三浦委員 ありがとうございます。

○脇田会長 よろしいでしょうか。はい。

ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、次の議題に参ります。

それでは議題3に移りたいと存じます。「くろまぐろ遊漁に係る届出制に関する委員会指示の制定及び採捕に関する委員会指示の改正について」、御審議いただくものです。水産庁から御説明をお願いいたします。

○中村沿岸・遊漁室長 引き続きまして、中村から御説明をさせていただきたいと思えます。

資料2と資料3になります。資料2は、届出制に関する委員会指示のものです。資料3につきましては、先ほど御説明させていただきました採捕に関する規制、採捕したときには報告しましょうと、そういった委員会指示が現在出ているものですが、こちらの改正案。資料2については、新たに届出制について委員会指示を出すというもの。資料3については、現在の委員会指示を改正するというものになります。

それでは、資料2を御覧ください。文章でいろいろ書いていますので、分かりやすさの観点から資料を飛ばさせていただきます、資料2-6を御覧ください。

横表になっているものでございます。「届出制の概要」ということでございます。

まず、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に関します規制ということになります。届出対象は先ほど申し上げた3パターンありまして、1つはクロマグロ大型魚の釣りをしようとする全ての遊漁者の方。小型魚については周年禁止となっております。その右に行ってくださいまして、くろまぐろ遊漁の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内する遊漁船業者の方。そしてもう1つのカテゴリーとして遊漁船以外の船をお持ちの方、プレジャーボートの方ということになります。が、プレジャーボートの方には2つのパターンがあるかと思っております、1つは遊漁者、お友達などを自分の船に乗せて漁場に案内する場合、あるいは自ら漁場に行って釣りをするという、この2つのパターンがあるかと思っておりますので、それぞれのパターンにおいて届出が必要になるということでございます。

届出の内容でございます。真ん中を御覧ください。

一番左の全ての遊漁者につきましては、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを届け出ている

だく必要がございます。これについては何かあったときに我々から連絡が取れるようにということで届け出ていただくものでございます。その上で任意項目ということで、利用する予定の船舶に関する情報、出入港する予定の場所、どういう地域でくろまぐる遊漁というものが行われているのかというのを把握していくようなステップ。そして予定しているクロマグロの釣りの方法、キャストイングなのか餌釣りなのかといったようなことでございます。これは必須ではありませんので、以下に書いてあるものが届け出されていなくても違反にはなりませんけれども、可能でしたら教えてくださいというようなものです。これらの項目も義務化すればいいじゃないかというようなお声もあるところですが、くろまぐる遊漁専門部会で議論する中で、まずは初めての取組みでございますし未届出にならないように、届出制がしっかり周知されて行き渡って、まずはきちんと届出をしていただくことが大事だろうと。この届出を導入する目的としまして、全体像を把握するということで私どもも考えてございますので、そのためには複雑にするのではなくて、まずはしっかり届出をしていただくことを基本として進めるべきであるというような御意見を踏まえまして、必須項目につきましては本人情報についてのみ絞っているところでございます。

その右側でございます。遊漁船業者につきましてでございますが、遊漁者と同様に本人情報と、加えて船を持っているということでございますので、船に関する情報を届出していただくと。船名と、遊漁船業法に基づく登録がされてございますので、その登録番号。そしてまた出入港する予定の場所ということでございます。

そのまた右でございます。プレジャーボートの方々につきましては、同じように船を持っていますので船に関する情報というものは届け出ていただくということになります。遊漁船ではございませんので遊漁船登録番号はありませんが、船舶検査等を受けておられますので船舶番号または船舶検査済票の番号、こういったものを届け出ていただくということにさせていただきます。

届出期間でございます。届け出ていないとクロマグロを釣れませんよというのは4月1日からですが、届出を受け付けること自体は、それよりも早く受付をできるようにと考えており、来年1月1日から届出の受付ができるように考えております。遊漁者につきましては一番左のところでございますけれども、最初にクロマグロを採捕しようとする日の1営業日前まで、それまでに出してくださいと。1営業日前でございますので役所が開いているときということになります。日曜日に行こうと思えば金曜日までに出していただくと。平日金曜日であれば前日の木曜ということになります。一度届出をしていただければ釣りに行くたび、都度届出をしていただく必要はございません。一番初めに届出を1回しただけであれば、この1年間の期間中は有効であるということでございます。

続きまして右側、船に関する届出についてでございますけれども、届出期間が遊漁者とは異なっております。船、特に遊漁船業者なんかは、クロマグロはある程度その特殊性もありますし、狙って獲りに行くという方は結構前から分かっているはずであるということで、くろまぐる遊漁専門部会の中でも、遊漁者と同じようにぎりぎりまで届出を認めてもいいじゃないかというような御意見と、逆にそういったクロマグロ釣りに行くのは分かっているの届出できる期間は絞るべきであるというように、いろいろな御意見がある中で、最終的にはクロマグロを獲ることは前から分かっていることですし、一定の装備なども必要だということから、1月1日から3月20日までということで期間を切った対応をするということとされました。

届出単位でございます。全ての遊漁者につきましては採捕しようとする海域ごと。ここでいう海域ごとというのは、広調委の区分ごとでございます。広調委が3つありますので、それぞれ届出をしていた

だくと。それぞれの指示に基づく措置になりますので、そういったことになります。ですので、瀬戸内海広調委の管轄内でクロマグロ遊漁をしようと思われる方は、瀬戸内海広調委宛てに届出をしていただくということになります。

右側の船を扱う場合の方に関しましては、案内しようとする海域ごとというのは同じでございますけれども、複数船をお持ちの方もいらっしゃるかと思いますので、そういった場合には船ごとに出していただくということになります。

届出の方法のところでございますけれども、インターネット、LINE などを使ったシステムで対応できるように考えております。海域ごと、船ごと、紙がたくさん必要ではないかとイメージされるかもしれませんが、そういった複数の届出でもシステム上で一括して対応できるようなシステムを今開発しているところがございますので、そこは手続が簡便になるように考えてございます。

一方で、そのシステムが使えない方に対しましては、メールや紙での対応もできるように考えているところがございます。

届出をしなかった場合には、この委員会指示に違反するということになりますので、採捕の委員会指示同様に、農林水産大臣からの裏付命令が発出されるということになります。

その他注意事項でございます。3つのカテゴリーに分かれているわけですが、例えばプレジャーボートを使って自らクロマグロを採捕しようとする方は、遊漁者としての届出に加えまして、遊漁船以外のプレジャーボートを運航する者の届出、この両方の届出が必要になりますので、そこは注意が必要かと考えてございます。

では、資料にお戻りいただきまして、2-1を御覧ください。

表で説明させていただいたことを文章にしたものでございます。

1. 届出(1) 遊漁者につきましては、来年1年間の間に当該期間において最初にクロマグロを採捕しようとする日の1営業日前までに委員会に届け出なければならないと。届出事項につきましては、氏名・住所・電話番号・メールアドレスということでございます。

(2) としまして、遊漁船業者につきましては使用する船舶ごとに、令和8年1月1日から同年3月20日まで、1営業日前までではなくて限られた期間の中で委員会へ届出をしていただく。届出事項については、そこに記載のとおりでございます。

※1では書いてはございますけれども、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にクロマグロの採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前の月の10日までに届け出てくださいますというような規定も準備しております。これについては後ほど御説明しますが、新たに船を買った方ですとか、新たに遊漁船業に着業されたというような方も当然想定はされますので、そういった方につきましては期間の途中であっても届出を受け付けていくというような規定でございます。

(3) につきましては、遊漁船以外の船舶、プレジャーボートを運航される方ということでございます。内容については遊漁船に類するものということになってございます。

2 ページ目を御覧ください。

届出事項に変更が生じた場合ということでございますけれども、届出していただいた内容に変更が生じたときは、速やかに委員会に変更の届出をしていただくということでございます。

届出番号の交付ということでございますけれども、届出を受け付けた際には、委員会事務局からその届出者に届出番号を遅滞なく交付をさせていただくということでございます。指示の有効期間は令和8

年1月1日から令和9年3月31日までという内容でございます。

資料2-2を御覧ください。

今御説明したものを委員会指示条文に規定ぶりを並べたというものでございます。1の定義のところは、これまでの漁業法あるいは委員会指示、あるいは遊漁船業法の定義を引っ張っているというものでございます。

二．届出1．遊漁者につきまして、同様のことが書かれております。

次のページに行きまして、2．遊漁船業者でございますけれども、遊漁船業者について、いつまでに届出が必要である。そして、届け出る事項について規定をしているものでございます。

3の遊漁船以外の船舶を運航する者、プレジャーボートをお持ちの方ということでございますけれども、これについてもいつまでに届出をするということ、そして届出事項について定めているところでございます。

4としまして、この届出をした者に、届出の事項に変更が生じたときは速やかに委員会に変更の届出をしなければならない。

5あるいは6、あるいは7でございますけれども、それぞれ必要な届出を行っていない方につきましては採捕してはならない。あるいは、お客なり乗船している人を漁場へ案内をしてはならないという規定でございます。

8としまして、届出を受け付けたときは届出者に対して届出番号を、委員会として遅滞なく交付するというものでございます。

三としまして、委員会の指示につきましては、令和8年1月1日から令和9年3月31日までということでございます。

続きまして、資料2-3を御覧ください。

先ほど申し上げましたけれども、一定の要件に合致するような方については、届出期間外においても届出を受け付ける措置をするものでございます。

要件としましては、その中の表にございますけれども、まず1つは新たに船舶を取得した場合。(2)としまして、漁船登録をしている漁船について、プレジャーボートとして使うということでございますけれども、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けた場合。(3)としまして、新たに遊漁船業としての登録を受けた場合。そして(4)としまして、災害対応ということで被災した場合。それぞれ届出を忘れてしまったという場合には受付ができないというようなこととしておりますので、それぞれの要件に合致するかどうかということを確認するための書類を右側に載せてございます。そういった提出書類をもって、事務局で1つ1つ確認をしていきたいと考えてございます。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

これまでも委員会指示を策定したときには「事務取扱要領」を策定してございますので、今回も同様に事務取扱要領を定めるというものでございます。

1の届出の方法としましては、先ほど申し上げましたとおり、システムで対応できるようにということでございますので、水産庁ホームページに飛ぶような二次元バーコードを入れてございます。また、電子メールによる対応もできるということで、その場合のメールアドレスを記載してございます。

そして、2．として、届出に関する「留意事項」ということで、必要な海域ごとにそれぞれ届出が必要であるということや、次のページの(2)でございますけれども、任意で登録できるような場合にはいろいろと教えてくださいということでございます。最近ではカヤックやSUPと呼ばれるようなもので釣

りをされる方もいらっしゃると思いますので、(2)ウとしてそういったものも入れていたりということでございます。

そしてまた、3としまして個人情報の取扱いですとか、4として届出に対する問合せについて記載をしているものでございます。

その後10ページ目以降は、どうしても紙でやらざるを得ないというような方も想定されますので、それぞれの届出に対しての様式を定めたというところでございます。

1つ御紹介をさせていただきますと、資料の通し番号でいきますと10ページ目、別紙様式第1号「クロマグロ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁者用)」というものでございます。「下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長殿」ということで、下にありますけれども太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海、人によっては3つ全て該当するのであれば、それぞれ届出をしていただくというものでございます。届出内容としまして、氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスということになってございます。

次のページにつきましては、先ほど御説明をさせていただきました、任意記載事項でございます。船を使う場合については船の情報等々、出入港の場所等々、そういったものを入れていただくというものでございます。

次のページにつきましては、「個人情報の取扱いに関する同意」ということで、ここに取扱いについて規定をしているところでございます。同様に、遊漁船業者、あるいはプレジャーボート、あるいは変更の届出等々といったような手続面についての様式を載せてございます。

では、資料飛んで恐縮ですけれども、資料2-5を御覧ください。通し番号でいきますと33ページということでございます。

では、この届出制に関して違反があった場合の取扱いをどうするのかということでございますが、これまでも違反者への対応方針というものを策定してございますので、今回もこの届出制に関する対応方針を定めるというものでございます。届出は新しく導入するものでございますので、考え方としては一度指導をして、それでも直らず、もう一度違反があったときには大臣の裏付命令を発出し、それでも違反がある場合には罰則がかかるようにしていくという考え方もありますけれども、今回届出ということでもありますので、仮に違反があったとしても、こちらが届け出てくださいということ届け出ればそれで終わるというところでもございます。ですので、違反につきましては1回目から大臣の裏付命令を出していく。現在、採捕の規制も1回目から大臣の裏付命令を出している状況にございますので、そこと整合を合わせて、実際に対応される方々にも分かりやすくという観点で措置するというものでございます。

資料2につきましては、以上になります。

引き続きまして、資料3-1を御覧ください。

冒頭申し上げましたけれども、こちらが、現在採捕を規制している、クロマグロの大型魚を獲ったときは報告をしてください、あるいは小型魚は周年獲ってはいけませんというようなものを規定している委員会指示になりますが、今回届出制を導入することに伴いまして若干の改正が必要になってまいりますので、それについて御説明をさせていただきたいと思っております。

1の(1)のところでございますけれども、採捕したときの報告内容についてでございます。報告する内容につきましては、今回届出制を導入して、届出を受け付けた際に届出番号を返しますというようなことを先ほど御説明しましたけれども、採捕の報告のときに、この届出番号について報告をしていただ

くものに追加するというものでございます。これによって者の紐づけをしていくということでございます。あと若干の様式的な字句等の修正をしてございます。施行日は届出制開始に合わせまして令和8年4月1日ということでございます。これを現在の新旧に改めたものが、次の資料3-2になります。

先ほど申し上げました届出番号について、左側下、四、報告1(8)の赤字下線になっているところでございますけれども、報告する事項として「届出番号」が追加されてございます。

次の資料3-3を御覧ください。それを溶け込みにしたものとなります。

資料3-3の2ページ目、通し番号でいきますと5ページ目、こちらの赤字になっているところでございます。報告事項のところに「届出番号」というものが追加されているということでございます。

続きまして、資料の3-4を御覧ください。

届出制のところでも出てまいりましたけれども、事務取扱要領も併せて改正をいたします。内容としては、先ほど報告の届出番号を追加するということに併せた修正ということになっておりますので、左下のところに、その旨入ってございます。

次のページ、8ページ目を御覧ください。

同様に届出番号を報告していただくとともに、届出のところでも出てまいりましたけど任意でクロマグロの採捕の方法というものも新たに追加したものでございます。

続きまして、資料3-5を御覧ください。

これが溶け込みになったものということでございます。10ページ目に(5)がございまして、その次の様式のところにも新旧にあったものがそれぞれ書かれているというところでございます。

続きまして、資料3-6を御覧ください。

採捕に関する委員会指示の違反者への対応方針でございます。これにつきましては若干字句と表現についての修正を加えたというものでございまして、内容として、1回目から大臣の裏付命令を出すというところが変わりがあるものではございません。運用は変わりませんが、対応方針のテーブルについて若干の修正が必要と思われる部分がございましたので、技術的な修正を行ったというものでございます。

最後、資料3-7につきましては、その溶け込み版ということになってございます。

以上になります。2つの委員会指示についての御決定をお願いしたいと思います。よろしく御願いいたします。

○脇田会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでしょうか。

○瀧口委員 福岡県です。いいでしょうか。

○脇田会長 お願いします。

○瀧口委員 資料2-6に書いてある用語が分かりにくいのですが、一番右側の黄色のところです。「全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)の運航者」と書いてあるのですが、プレジャーボートで獲る場合は遊漁船ではないのですか。この書き方では何か分かりにくいので、もう少し何か確実に分かる方法があればとは思いますがどうでしょうか。

○中村沿岸・遊漁室長 御質問ありがとうございます。遊漁船業者は、遊漁船業法という法律に基づいて登録をする義務がございますので、まず遊漁船業者というものはカテゴリーとして1つ確立されています。それが真ん中の列になりまして、あとはそれ以外、遊漁船以外の船舶を運航する方というのは、これは当然存在しますので、それがいわゆるプレジャーボートということでございますので、ここについては基本的にこれまでも説明会等々してきておりますけれども、紛れがある状況で誤認されてい

るというような方はあまりいらっしゃらないのかなど。他方、プレジャーボートと称して遊漁船業を営んでいるような方が仮にいれば、それは遊漁船業法上の違反ということになりますので、プレジャーボートで遊漁船業を営むということではなくて、もしそういう実態があれば、それは遊漁船業者としての登録がなされていて、それはプレジャーボートではなくて遊漁船であるということでございます。

○瀧口委員　よく分からないのですが、意味として、全ての遊漁船業者が所有する船舶以外の船舶という感じですか。

○中村沿岸・遊漁室長　申し訳ございません。遊漁船業者というよりは、遊漁船以外の船舶を持っている方全てということですので、プレジャーボートを持っている方全てのうち、クロマグロの採捕を目的とするというのに係るわけですけれども、そういうプレジャーボート全てというのが母数でございます。

○瀧口委員　はい。ここでいうプレジャーボートというのは遊漁船ではないということですか。

○中村沿岸・遊漁室長　そこは全く別のものになってございます。

○瀧口委員　クロマグロを獲るために使うプレジャーボートというのは遊漁船ではないのですか。

○中村沿岸・遊漁室長　はい。遊漁する船全てが遊漁船と言われるのではなくて、あくまでもお客を連れて行って、そこで遊漁船業を営む。それが遊漁船業法という法律で遊漁船を登録するということになるのですけれども、それがここでいう遊漁船になりますので、遊漁する船イコール全てプレジャーボートということではないです。

○瀧口委員　それは、真ん中の全ての遊漁船業者と書いてあるところで対応する船舶のことでしょうか。

○中村沿岸・遊漁室長　そうです。はい。

○瀧口委員　遊漁船業者が持っている船以外でということは、個人で持っていると考えてもいいですよ。

○中村沿岸・遊漁室長　はい。そうです。

○瀧口委員　個人で持っている船でクロマグロを釣りに行く場合は、その船は遊漁船とは言わないのですか。

○中村沿岸・遊漁室長　恐らく、プレジャーボートであっても遊漁しに行く船は遊漁船だろうというような御趣旨かなと思いますけれども、私どもとしては、いわゆる遊漁船というのは遊漁船業法に基づいて遊漁船業者が持って運用する船と定義をしてございますので、そことの関係が分かるように、ここは書かせていただいているということでございます。

○瀧口委員　では、個人が持っている船というのは、遊漁船じゃなくてプレジャーボートという名前になると考えたらいいのですか。

○中村沿岸・遊漁室長　ここの整理としては、そうなります。ただ、一般的にプレジャーボートで釣りをして沖に浮かんでいますというときに、遊漁をしている船だよという、いわゆる遊漁船という見方は当然あるかと思いますが、そうしますと遊漁船業を営んでいるときの遊漁船と、そのプレジャーと遊漁船が同じ言葉になって紛れてしまいますので、そこは、ここでは分けて考えているということでございます。

○瀧口委員　分かりました。もうこういう方法しかなければいいのですが、分かりにくいという意見だけは言わせていただきます。

○中村沿岸・遊漁室長　すいません。ありがとうございます。

○脇田会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

○山口委員 和歌山の山口ですけども。

○脇田会長 お願いします。

○山口委員 規制が広域に及ぶわけですけども、釣り人口が多いためにどのように周知していくのでしょうか。

○中村沿岸・遊漁室長 御質問ありがとうございます。まさに周知が課題であると私ども認識をしております。別途、全国の方を対象としまして説明会を現在4回開催いたしました。また遊漁船業者を対象とした全国の説明会を、今後2回検討しているところでございます。また、そういったものに出てこれない方も当然いらっしゃると思いますので、関係団体や都道府県を通じて周知をしていくとともに、政府広報というラジオ番組などを今後使っていくことを考えているのと、ポスターやチラシなども作成をしておりますので、こういった広報素材なども使って、あらゆる手段を使って今後周知をしていきたいと考えております。

○山口委員 ありがとうございます。周知というのはやっぱり一番大事かと思うので、今まででもそういう認識のない方が釣りをすることが多いので、その辺お願いいたします。

○中村沿岸・遊漁室長 今日参加の皆様方も、最近ですとSNSなども有効でございますので、そういったものの活用を含めて、ぜひ周知に御協力をいただけますと幸いです。

○脇田会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○山口委員 はい。

○脇田会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、本件につきまして、賛成・反対について、ウェブ参加の方もマイクをオンにして御発言いただければと思いますが、賛成・反対はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○脇田会長 ありがとうございます。

臨場出席の委員の方々もよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 ありがとうございます。それでは、本委員会として委員会指示第50号を本日付で発出するとともに、対応方針等について原案どおり制定することといたします。

また、委員会指示第48号及び事務取扱要領等について、原案どおり一部改正することといたします。なお、今後軽微な修正等があった場合は、会長である私に一任いただきたいと思います。事務局におかれましては、所要の事務手続きをお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

まず、議題4「沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

資料4を使って説明させていただければと思います。

沿岸くろまぐろ漁業につきましては、管理許可の観点から、クロマグロを獲ることを目的としたひき

縄漁業等に対して、平成 23 年 4 月から届出制を導入し、平成 26 年 4 月から届出制から承認制に移行して、広域漁業調整委員会の指示に基づく隻数制限等をしているところでございます。

承認につきましては、資料の左側に書いていますけども、おおむね 2 年置きに一斉更新をやっておりまして、令和 7 年 4 月に 6 回目の更新が行われたところでございます。

なお、この更新につきましては、昨年我が国のクロマグロ漁獲枠が増枠されたということも踏まえて、府県が漁獲機会の付与が可能な場合に限り、新規承認というのも認めているところでございます。

2 ページ目は、今回の一斉更新の結果を示したものでございます。瀬戸内海では大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県に対して合計 953 件の承認をしているところでございます。

事務局からの説明は以上です。

○脇田会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、15 分ほど一度休憩を取りたいと思います。ただいま 3 時過ぎですので 3 時 15 分から議事を再開したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(15 時 03 分)

(休 憩)

(15 時 15 分)

○脇田会長 それでは時間になりましたので、議事を再開いたします。

議題 5 「サワラ・トラフグの資源管理について」です。本日は、水産研究・教育機構の担当者の方々に御出席いただいておりますので、各資源の資源評価結果等について説明を受けたいと存じます。

まず、「サワラ瀬戸内海系群の資源評価結果」について、水産研究・教育機構から御説明をお願いいたします。

○安田グループ長 サワラ瀬戸内海系群の資源評価を担当しております、水産研究・教育機構の安田と申します。よろしくをお願いいたします。では座って説明させていただきます。

今回お配りした資料ですけども、こちらは「サワラ瀬戸内海系群の本年度の資源評価結果」の概要をまとめたものでありまして、水産研究・教育機構がホームページで公開しているもの、簡易版という名前になっていますけど、そういった資料となっています。この資料に沿って資源評価の結果を説明させていただきます。

まず、資料 1 枚目、左上の図「分布域」でございます。

サワラは日本周辺、また東シナ海、黄海に広く分布している魚種ですけども、本評価では、瀬戸内海に生息する集団と瀬戸内海で操業される漁業を対象としています。対象としている分布域と産卵場は、この地図に示したとおりでございます。オレンジ色が産卵場、ピンク色が分布域となっております。

次に、左下の緑色の折れ線グラフ、図 2 の「漁獲量の推移」を説明します。

資源量が推定可能な 1987 年以降の農林統計の集計値を示しています。1987 年には約 6,000 トンの漁獲量がありましたが、1998 年には 199 トンまで減少しました。その後の漁獲量は増加に転じて推移しています。最新年の 2024 年は 1,900 トンで、前年が 2,200 トンでありまして、前年と同程度でしたが 2021

年から見ると減少が続いているという状況です。

次に、右側の棒グラフ、図3「年齢別漁獲尾数」について説明します。

各府県の資源評価の担当者の皆様が定期的に市場調査というものを行いまして、サワラの漁獲物の尾さ長、体の長さを測定しています。またそれに加えて、サワラの頭の中にある耳石と呼ばれる組織を観察して、尾さ長と年齢の関係を調べています。それらの観察結果に基づいて、先ほど説明した漁獲量の折れ線グラフのデータを年齢別の漁獲尾数のデータに変換したものがこのグラフになります。このグラフを見ますと、2000年以降の漁獲物の主体というのはオレンジ色の1歳と灰色の2歳でありまして、2013年以降では黄色の3歳の占める割合も徐々に増えているのがお分かりいただけるかと思えます。また、1994年まで左側部分では青色の0歳魚が多く獲られていましたが、近年ではそれほど多く獲られていないというもお分かりいただけるかと思えます。

次に、資料の2枚目に移ります。

2枚目は「資源量指標値」に関するページです。上の図4は「主要漁業の1隻1日当たりの漁獲尾数」、我々はC P U Eと呼んでいますけれども、このC P U Eを折れ線グラフで示したものととなります。これは、サワラの1歳魚以上の資源変動を指標するものと想定しています。青色で示した流し網漁業のC P U Eは、2005年からデータがあるのですが、2007年頃から増加傾向となりまして、2019年と2020年に急増しました。しかし2021年から減少に転じて、2024年時点でもその傾向が続いている状況です。オレンジ色の波線で示したひき縄・はえ縄漁業のC P U Eは、2007年から2013年にかけて増加傾向となった後、増減を繰り返しながら推移していました。こちらも流し網と同じように2021年から減少傾向にありまして、2024年は前年と同程度となっています。

次に、この下の図、地図とピンク色の折れ線グラフがありますけれども、こちら図5は「卵稚仔調査の結果」を示しています。卵稚仔調査とは、各府県の試験研究機関によりまして瀬戸内海全域でプランクトンネットを使った調査が実施されています。このプランクトンネットの採集物からサワラの卵を同定しまして、海面1平方メートル当たりの密度を求めています。この平均卵密度は右側の折れ線グラフを見ますと、2016年から増減を繰り返して推移しているのがお分かりいただけるかと思えます。このデータは、卵を産んだ親魚資源量の変動を指標するものとして想定しています。

次に、資料3枚目に移ります。

資料3枚目は、資源量の推定結果です。左の図は年齢別の資源量を示しておりまして、おおむね漁獲量と似た推移を示しています。2024年の資源量は6,500トンで前年と同程度と推定されましたが、この5年間では減少が続いています。

右の棒グラフは、0歳魚資源尾数である加入量と親魚量の推移を示しています。加入量は近年では2018年に多い加入が見られました。親魚量、親は資源量と全体と似た推移を示しておりまして、2024年の親魚量は4,100トンで前年と同程度と推定されましたが、こちらも近年5年間で見ると減少傾向となっております。親魚量は黄色い折れ線グラフです。こちらも近年5年で見ると減少傾向になっているということです。

次に、資料4枚目に移ります。

資料4枚目は、再生産関係と管理基準値案を示しています。まず左側の図ですけれども、先ほど御説明した資源量推定結果を用いまして再生産関係と呼ばれるもの、つまり親魚量がどれぐらいの子供を生産するかという関係を推定した結果となっています。青い実線は、親魚量から期待される平均的な加入量を示しています。丸印は実際の観察結果で、赤丸は近年5年間の親子関係の観察結果を示しています。

これを青い線と比べますと、近年はモデルで推定した親魚から期待される平均的な加入量より、やや少ない状況が続いているというのが見てとれるかと思えます。

次に、この右側の図ですけれども、こちらは先ほど説明した再生産関係を使って行った将来予測シミュレーションの結果を示しています。このシミュレーションの内容を簡単に御説明しますと、一定の漁獲圧を何十年も続けた場合に維持される平均的な親魚量と、そこから期待される平均漁獲量を計算して、その関係を図示しました。一定とする漁獲圧が非常に強いシミュレーションではこの図の左側のように親魚量は少なくなり、得られる平均漁獲量も少なくなりました。一方で、一定とする漁獲圧が非常に弱いシミュレーションでは、親魚量は図の右側のように増えていくのですが、漁獲圧が弱過ぎて得られる漁獲量はそれほど多くなりませんでした。様々な漁獲圧でシミュレーションを何度も繰り返したところ、親魚量を約 12,900 トンに維持する漁獲圧を続けるシミュレーションでは、得られる平均漁獲量が最大となることが分かりました。このときの漁獲量を最大持続生産量「MSY」と呼び、MSYを実現できる親魚量を目標管理基準値案として提案しております。また、MSYの60%が実現される親魚量、逆を言えば40%が失われる親魚量ですけれども、これ以上資源を減らしてはいけない基準値である限界管理基準値の案として提案しています。さらにMSYの10%が実現される親魚量を禁漁水準の案として併せて提案させていただいております。それぞれの数値は下の表に示したとおりです。

次に、資料の5枚目に移ります。

資料5枚目の左側の図10ですけれども、こちらは先ほど御説明した管理基準値の案と過去の親魚資源量及び漁獲圧を照らし合わせた「神戸プロット」と呼ばれる図になります。横軸は親魚量で、1より多ければ目標以上の資源水準であり、縦軸は漁獲圧で、こちらは逆に1より小さければ目標の資源水準以上で維持できる漁獲圧となります。親魚量・漁獲圧とも目標を達成していれば緑色の領域になり、どちらか一方でも達成していれば黄色の領域に点が打たれることとなります。一方、どちらも達成していなければ赤色に点が来るということとなります。

本資源を見ますと、1987年から漁獲圧が高い状態が続いており、親魚量というのは目標から離れるように左側に推移しております。しかし、2010年頃から漁獲圧が徐々に下がっていくことで資源は右側に移っていきました。2024年の親魚量はMSYを実現する親魚量、これが目標となりますが、その0.34倍、漁獲圧はそれを維持する漁獲圧の1.13倍と推定されています。

右の図は、図11ですけれども、この目標管理基準値案を達成するための漁獲規則の案を示しております。これは多くの魚種で採用されている基本ルールをサワラでも御提案させていただいております。親魚量が限界管理基準値以上にあるときは目標を維持できる一定の漁獲圧で漁獲する。親魚量が限界管理基準値よりも少ないときは親魚量の水準に合わせて漁獲圧を下げることで資源の回復を促すというルールとなっております。

次に、ページ6枚目に移りたいと思います。

こちらの6枚目は、先ほど説明した漁獲規則の案に基づいた場合と現状の漁獲圧を続けた場合に、親魚量と漁獲量が将来的にどのようなようになりそうかという予測結果を示しています。左の図は将来の親魚量、右の図が将来の漁獲量を示しています。赤色が提案している漁獲管理規則案に基づいて漁業が行われた場合で、青色が現状の漁獲に基づいた場合となっています。赤色が青色よりも上側にあるという状況です。現状の漁獲圧が先ほど申し上げたとおり目標を維持するような漁獲圧の1.13倍と目標とするものに近いため、どちらも結果としては増加傾向となっておりますが、漁獲規則案に基づく場合ですと漁獲圧を一時的に下げて、親魚量の回復をより促す獲り方を御提案させていただいていくということになって

います。そのため、右側の漁獲量も一時的に少ない漁獲にして、その後親魚を増やして、より獲れるようにするというような獲り方となっているということになります。

最後、7枚目に移ります。

こちらは、先ほど図で示した将来予測結果について、具体的な数値を示した表となっております。この β の違いは漁獲圧の違いを示しており、どの β を取るかというのは、今後ステークホルダー会合などで検討して決めていくものということになっております。現状は β が0.9以下であれば10年後、2026年からこの規則を開始したと仮定した場合に、10年後の2036年に親魚量が目標を上回る確率が50%以上であるという計算結果が得られております。

サワラの資源評価結果の概要については以上でございます。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、この後も水産庁からの御説明が続きます。御質問、御意見、この後でも結構ですので、次に進みたいと存じます。

それでは、「令和7年度サワラ広域資源管理の取組について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○松村資源課長 ありがとうございます。瀬戸内海漁業調整事務所の松村と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、資料5-2及び資料5-3、通し番号の8ページと9ページの資料に基づきまして説明させていただきます。

資料5-2につきましては、「令和7年度サワラ広域資源管理の取組」、そして資料5-3につきましては、「資源管理措置（令和7年度）」となっております。こちらにつきましては、例年お示しさせていただいております資料ではございますが、令和7年度の内容につきましては、昨年度末の広域漁業調整委員会において了承されました内容を、現在現場において実施していただいているという状況でございます。

そして来年度に向けましては、現在行政間事務方レベルで検討しているところでございまして、基本的には例年と同じ内容となる見込みとなっております。

サワラの資源管理措置の件につきましては、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきましても、御質問、御意見等があればいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは続きまして、「トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）について」、まずは水産研究・教育機構から、資源評価結果について御説明をお願いいたします。

○平井主幹研究員 水産資源研究員の平井と申します。トラフグを担当しております。よろしくお願ひいたします。

画面は、私から共有させていただきます。今トラフグの写真が出ている画面が出ているかと思いますが、よろしいでしょうか。

○脇田会長 出ております。

○平井主幹研究員 では、進めさせていただきます。

トラフグですけれども、瀬戸内海に限らず、日本海それから東シナ海とまたがっておりますので、瀬戸内海だけじゃなくて日本海・九州西広域漁業調整委員会でも対応しております。

関連する漁業者には、これまでのところ8月に西日本はえ縄協議会、それから9月に九州・山口・北西海域広域資源管理検討会議、11月5日に資源管理検討会議瀬戸内海作業部会、11月11日にトラフグ資源管理検討会議で、同様の資源評価結果を漁業者向けに説明させていただいたところです。

先日のトラフグ資源管理検討会議では、3番の調査進捗につきましても漁業者向けに説明をしたところですが、今日は時間の関係もございまして資源評価までというところで、1番と2番について紹介いたします。

お手元の資料は、資料5-4-1と9ページから資料5-4-2となっておりますが、簡易版だけだとなかなか理解が難しい部分もあるかと思っておりますので、その資料5-4-2、9ページからのところを御覧いただければと思います。それでは進めさせていただきます。

まず、トラフグの漁獲量です。日本海・東シナ海・瀬戸内海系群でございますが、2024年漁期の漁獲量、これは暦年集計の府県もありますので概数値で直近はお示ししております。131トンという結果になりました、過去最少という結果になっております。前年の2023年漁期、こちら確定値が出ておりました、昨年の報告では135トンが概数値でしたけれども、138トンで確定しております。

放流尾数ですが、129.4万尾であったのが130.5万尾で確定しております。なお、直近は、こちらも速報値になりますが148.3万尾の種苗放流が行われているというところなんです。海域全体としては過去最少でありましたけれども、海域ごとの主な動向をこちらにお示ししております。

瀬戸内海全体ですが、前年から比べますとそんなに大きな違いはございませんでした。ただ海域の中で燧灘以東の海域で増加が認められて、逆に西部の海域の南部、豊予海峡よりも以南の海域、豊後水道、宇和海海域では減少が見られたという傾向でございます。それから日本海北部は若干増えておりますが、もともと全体に占める割合も少ないので数量としてはそんなに大きな増加にはなってございませんでした。それから一番漁獲が多い海域が日本海中西部と東シナ海になりますけれども、こちらで全体の65%、ほぼ3分の2の漁獲があるわけですが、こちらの海域を前年比で見ますと8トン減となっております。非常に大きな減少が見られております。それから有明海・八代海、こちらは九州になりますけれども、大きな変動はないというところでございます。

漁獲の効率、努力量ですとかC P U Eがどのような状態であったのかということで各海域を紹介いたします。

まず、一番漁獲が多い海域ということで日本海中西部・東シナ海に該当します九州・山口北西海域ですけれども、こちら広調委で漁獲成績報告書を作成いただいております。各はえ縄船ごとの針数、それから操業実績に基づく値です。努力量ですけれども、最盛期から比べると直近の努力量（針数）は28%と、非常に努力量としては下がっている状況でございました。ですが、この操業当たりの使用針数は単純平均で見ますと最盛期の91%、それからこちらの実線が船ごとの重みづけをしているので加重平均になりますけれども、こちらだと最盛期の75%という値になっておりました。この針数全数が減ってきた背景としましては、小型船が減少していると。それから一度に針をたくさん投げる大型船が残存しているということで、大型船の比率が増加していることによるものと考えております。

C P U Eの動向ですけれども、こういった各船の操業状況を加重平均で取りまして、全体的には横ば

いではございますが、それぞれこの経年的に減少する年のライン、これが少しずつ下がってきているという傾向が見られます。こういった点を踏まえますと、横ばいといっても安定しているというよりは、どちらかというときりぎりのところで操業されているのかなと見受けております。

それから瀬戸内海に移ります。先ほどの九州・山口北西海域と、こちらの豊予海峡以北海域、伊予灘それから周防灘のはえ縄、それから豊予海峡よりも以南の海域、豊後水道・宇和海海域の次ですけれども、こちらをC P U Eを用いてチューニングの対象にしております。

努力量ですが、経年的な努力量の低下が認められます。

C P U Eですけども、豊予海峡以北海域では横ばいと。豊予海峡以南の海域では、僅かにこれずっと上ってきているのですけれども、もともとこちらの海域のC P U Eは大体2 kg 台から3 kg 台後半ぐらいの1日当たりの操業になっておりますので、トラフグの数でいいますと大体2本からせいぜい3本程度水揚げしたら、もう操業が終了というような形ですので、大きなC P U Eには見られないと考えているところですよ。

ちなみに、このC P U Eですけども、これ全年齢・全漁獲物を対象にしたC P U Eですので、チューニングのときには、ここから1歳魚の組成を抽出して用いております。

その1歳魚のC P U Eを抽出したところがこちらの結果になります。全体的には1歳魚のC P U Eは下がってきているという傾向が見られるかと思えます。漁獲尾数としても減っております。そうしますと、どちらかというときりぎりの若齢魚、加入してきているものが非常に獲りにくいであろうという状況かと考えております。

チューニングに用いていないものも含めて、こちらに各海域の努力量とC P U Eを紹介しております。

伊予灘のはえ縄ですが、こちらはほぼ横ばい傾向かなというところでございます。産卵期のC P U E、備後灘と備讃瀬戸、両方お示ししております。ちょっと拡大して右側にお示しをしておりますが、経年的にはこの産卵期のC P U Eが下がっていると。これは昨年度も報告しておりますが同様の傾向です。ただし、去年から今年にかけては、この備後灘の海域もそうですし備讃瀬戸でもそうですけれども、産卵場のC P U Eが若干上がるということが認められました。これは、どの年齢が増加したのかというのを今後検討していく必要があるかと考えているところですよ。

瀬戸内海の中でも、一番西側のこの瀬戸内海の出口に当たる関門海峡ですが、こちらでは産卵期のC P U Eの増加がないと。今まで依然として厳しい状況だというのが今年度の結果でも得られております。

それから男鹿半島・能登半島周辺、こちら日本海北部になりますが、こちらは長期的には横ばいであろうと。それから2020年代以降は、やや持ち直しているかなというところでございます。

それから有明海・八代海です。昨年度はこの長崎県海域のみ計算しておりましたが、今年度新規掲載で熊本県海域も掲載しております。こちら見ていきますと、大体2010年代の後半にC P U Eがやや増加するという傾向が、長崎も熊本も両方認められていますが、20年代に入ってから若干落ちていきます。長期的には横ばいですけども、少しピークを越えた感じかなと考えているところですよ。

地図上で全体の傾向をまとめますと、今年度C P U Eの増加が認められたのは瀬戸内海の東部、備讃瀬戸・備後灘になります。それから減少が関門海峡、有明海はちょっとピークを過ぎたかなと。ほかの海域は前年から比べると横ばいかなというところでございます。

こういった結果と各年齢の漁獲尾数、これを基に資源計算を行っていておりますが、まずこの漁獲尾数の点で見えていきますと、0～3歳の漁獲尾数は、いずれも減少をしております。一方で、4歳以上につきましてはちょっと横ばいになっておりまして、漁獲に占める割合が比率としては過去最多となっ

たというのが現状でございます。

海域ごとで見えていきますと最も漁獲が多いのが、この日本海中西部・東シナ海の海域ですが、全体的に一番多いという傾向はいつも変わらないのですが、その中でも 2024 年漁期は、この 4 歳以上の漁獲の比率が増えているというのが 1 つの特徴でございました。

こういった結果を基に資源量推計を行った結果がこちらになります。直近の資源量が 941 トン。2020 年漁期以降減少しているという傾向になります。

それから漁獲割合としては、全体のこの 941 トンのうちの 14%が現在漁獲されているという結果です。赤の点線ですが、これは今年度の資源評価結果から掲載をしておりますが、総資源尾数、資源量は体重を掛けた重量で表していますが、資源尾数についても掲載をしました。直近は 50 万尾ということで、これは過去最少になっております。つまり、若齢魚の加入は少ないのですが、高齢魚が比較的残存しているということで、その分の体重が加算されて、資源量としてはまだそこそこあるんですけども、資源尾数、海の中にいるトラフグの数そのものは減少しているという結果になっております。

それから、0 歳時点の天然魚の加入状況です。こちらは 8.8 万尾という結果になりました。前年が 5.7 万尾で、過去最少だったのですけれども、それから比べますとちょっと回復したかなというのがありますが、この 2020 年以前は大体 10 万尾以上加入していたと。それ以前でも減少してきて、これ大丈夫かと言われてきたのですが、10 万尾以上加入してきた時代から比べると、まだまだ回復しているとは言えないという状況です。

それと、放流加入ですが、2.5 万尾ということで過去最少、混入率が 21.9%という結果です。例年に比べて、これ非常に放流加入が少ない結果になっております。理由の一つとしましては、放流をされる方の放流点の変更があったりとかそういったこともあって、漁獲に反映されなかった可能性ももちろんあります。ですので年齢を追って放流魚がどういうふうに入ってくるかというのも今後見ていく必要はあるとは考えておりますが、現状得られている結果としましては、放流が少ないという結果になります。

それから親魚量ですが、これは資源量のうち 3 歳以上、メスが 3 歳から産卵をしますので 3 歳以上の資源量を親魚量として扱っております。これ 702 トンと。前年が 742 トンで過去最多という結果だったのですが、いずれもこれまでの傾向から比べると 100 トン程度上方修正という結果になりました。加入が若干増えている分、前年から比べると再生産成功率は増加しておりますが、過去に比べるとまだまだ回復しているとは言いがたい数値となっております。

それから漁獲圧の推移です。こちら 0 歳と 1 歳が非常に下がっていると。ここ 20 年ほどの間で半減以下になっているということで、0 歳・1 歳時点での漁獲に取り残しが見られるという点は言えるかと思えます。一方で、2 歳と 3 歳、こちら、10 年ほど前から比べると F が下がっておりますが、0 歳・1 歳に比べると、まだまだ漁獲対象になっているということが言えるかと思えます。

こういった点を踏まえまして、親がどの程度残っているかの割合、パーセンテージ数は S P R と。それから現在提案されている目標管理基準値案、それに基づいた神戸プロットはこちらにお示ししております。今その M S Y の代替値としましては親を 30%程度残しましょうという、そのときの漁獲圧で管理しましょうという提案でありますが、それに比べますと、この直近の値は親がちょっと多く残っている、40%ぐらいだということで、一見余らせているかのようにも見える結果になりました。

それから神戸プロットで見ましても、現状提案をしている目標管理基準値案では、令和 4 年度時点の資源評価に基づく目標の親魚量 577 トンということで提案をしています。この 1.0 のラインのところ

量で表すと親魚量が 577 トンに相当します。これを見ていただきますと漁獲圧としましては、ずっとこの 20 年ほどの間下がってきているということで、漁業者の漁獲圧の削減も努力としてあるわけですが、同時に先ほども申しましたように、針数があれだけ減るように、実際には休業、廃業されている方もいるというのが現状でございます。それに対して、この 577 トンに対して現状親魚量がそこそこありますので、この 20 年代に入ってからはこの緑のラインに入ってきているというような結果が今年度の結果では得られました。

一方で、令和 4 年度時点の資源評価に比べまして、その後令和 5 年度・6 年度・7 年度と 3 年間資源評価を追加してきたわけですが、この間、今日御紹介したような C P U E の情報ですとか、漁獲量も従来未集計であった海域についても情報提供がありました。そういったことを加えた上での現状の資源評価の結果ですので、その点でいいますと、この 577 トンというのが令和 4 年度時点での、情報が少ない時点での評価の結果になります。ですので、現状の資源評価と、その令和 4 年度を比べると緑のゾーンにありますが、今のそのデータが追加されたもので考えますと、もしかすると資源としてはもともともう少しあったものとも考えることもできますので、その場合はこの 1.0 のラインが、もう少し右寄りに来る可能性があるかと考えております。

一方で、親魚量がこの上方修正された理由を御紹介いたします。1 歳魚の C P U E ですけれども、先ほど経年的には下がっていると申しましたが、細かいところで見えていきますと、ここ 5 年間ほどの間、実は一番低かったのは 2019 年頃です。2018 年生まれ分が一番低かったのですが、それ以降やや持ち直してきていると、4 割ぐらい増加しているという傾向があります。ですので、その 4 歳ですとか 5 歳時点のもの、この辺のところのものが親として残っているのではないかなと最初は考えたのですけれども、去年の春、C P U E が増加していた燧灘以東海域の漁獲尾数を見ていきますと、例えば 4 歳・5 歳ら辺だけではなくて、それ以前の群も比較的獲れているという結果が分かりました。

一方で、資源尾数を見ていきますと、若齢魚の加入状況ですが、0 歳・1 歳・2 歳・3 歳というのは減ってきているというのは分かるのですが、一方で 4 歳以上になりますと、逆にこれずっと、ここ 2、3 年急に増えた話ではなくて以前から増加しているというような結果が得られました。

こういう結果が何ゆえ起こっているかということで、0 歳から翌年の 1 歳、それから 2 歳・3 歳・4 歳というふうに、どのぐらいの割合で残っているのかというのを先ほど資源尾数から計算を行いました。そうしましたら、この青のラインが 0 から 1 歳まで残る割合ですけれども、資源評価の 20 数年の間に、昔でしたら 1 歳まで 5 割程度しか残っていなかったのですが、それが現在では 7 割程度残ると。同じように 1 歳から 2 歳に対しても、昔でしたら 4 割程度しか残っていなかったものが 6 割は確実に残っているというような結果が得られております。つまり、若齢魚につきましては資源が減ってはいるのですけれども、それを取り残すような取組みというのはこれまでも行われてきているだろうと。そういうふうに考えております。

一方で、4 歳以上になりますと、急にいっぱいいるんですよ。それでこれを見ていきますと、年齢と比較をしますと、4 歳以上の残存率が上がるにつれて、今度は平均年齢も上がっていていると。つまり 4 歳が急にどんどん追加されているというよりは、5 歳・6 歳・7 歳と年齢が高くなって獲られてないものが増えていて、そういうふうに考えております。

先ほどから 4 歳以上という言い方をしております。この 4 歳以上というのはあくまで 4 歳ではないという点が注意する必要がある部分です。計算上のからくり的な部分になりますけれども、例えば、これまで 5 歳も 6 歳も 7 歳も 8 歳も 10 歳ぐらいになっても、全部 4 歳以上とまとめて計算をしてきたわけで

す。従来の計算方法はそうだったというのがあってそれを踏襲してきているわけですが、そうすると通常すぐ近くの年代の3歳ですとか、この4歳以上が多かったという結果になってしまいます。ですが、同じこのある年のこの4歳以上20尾は、若いほうが多い順、あるいは若いほうは少ないけども年寄りのほうが多い順、こんなふうに並べ直すと、これを資源計算していくと、実は5年ぐらい前が多かったような場合もあれば最近が多いと。こんな場合もいろんなパターンが考えられます。要は、今の評価の結果では、一番近い年代が多いという結果が出やすいのですが、もしこれが何年か前の生まれが多いのであれば、数も量ももう少し前の時代が多かったと、こういうような可能性は現在考えているところです。こういった点、以前はこの4歳以上という群が漁獲物にほとんど含まれていませんでしたので、そこをひとまとめにして計算をしてきたわけですが、現状では、この5歳・6歳・7歳・8歳、こういったものが増えてきておりますので、グループを細分化した検討というのが今後必要かと考えているところです。

まとめのところは、今お話ししましたので省略させていただきます。

そういった点で踏まえると、ある程度高齢のものの親は確かにいるので、神戸プロット上だけ見たらグリーンゾーンにあるので、資源は安定ではないかと思われがちなんです。この説明をしつこく漁業者にしても、でもグリーンじゃないかと思われてしまいますので、でもそのことと今後の未来の資源状態というのはちょっと同じとは考えられないと。なぜかと申しますと、0歳の資源尾数はずっと減り続けているという背景がございます。ですので、この資源の場合、先ほどサワラで御紹介ありましたように、親の数が今後の加入の数を反映するという、これを「1A資源」と呼んでおりますが、こういうタイプの予測をしていく資源ではないというのは、これまでトラフグでも御紹介をしております。加入を基にして今後の予測をしていくという資源で1B資源と呼んでおります。この点がサワラとトラフグの大きな違いです。ですので、トラフグの場合には、神戸チャートだけで資源の状態を全部説明はできないということになります。今後の加入状況を踏まえる必要があるということです。ですので、将来予測はということで、ここまでが資源量推定ですが、ここから未来の話ということで、将来予測について紹介いたします。

先ほどのサワラでは、放流事業がもう終了されているかと思いますが、恐らく今日本の海産魚類の中で一番放流事業が積極的に行われている魚種がこのトラフグかと思っておりますので、トラフグでは、この放流に関するデータ、これも踏まえた予測をしております。天然だけで資源を回していった場合と放流を加えた場合です。それから同じ放流を加える場合でも、今年度のように放流の加入がどうもうまくいってなさそうだと、こういうケースの場合も想定した計算を行いました。

これで見えていきますと、天然のみの場合、放流を使わない場合、そうしますとやっぱり過去最低親魚量を下回ってしまうケース、こういったケースも見られますし、10年後に50%以上の確率で平均親魚量が目標に達する β というものも、昨年度の評価でもお伝えした $\beta=0.4$ という値に変化はないという結果になりました。なので放流がないと、未来がそんなに変わるわけではないと。これは去年も今年も加入状況というのはそんなに変わっていないというのが、1つ原因でございます。

一方で、放流添加ですけども、こちらは直近5年間の平均放流尾数、平均添加効率、これを維持することができれば、10年後に目標を達成する β ですけども、去年0.7と言っていました。若干で楽観的な結果ですが、0.75で50%以上の確率で目標を達成するだろうという結果になりました。

あともう一点ですけども、先ほどの天然でもそうなのですが、この過去最低親魚量を下回る親魚量ですけども、去年の結果では2028年ぐらいからそうなるという結果になっていたのですが、今年の結果

では 2029 年以降から見られるという結果になります。これは、親魚量がある程度上方修正されたので、ここ何年かは現在ある親魚量はもう少し残るであろうと。その分危険な状態というのは 1 年ぐらい先送りになるだろうと、そういうような結果になっております。これは去年の結果です。

天然と放流を比較した結果です。ただし、放流をしていれば常に安泰ということではなくて、今加入状況があまりよくありませんので、一番悪い加入状況が続くと、やはりこのように放流をしていても過去最低親魚量が下回ってしまうと、こういったケースというものも考えられるということになります。何が何でももう安全だと言い切れるわけではないという点でございます。

それから放流がうまくいかなかった場合、これは放流をしていても β を下げなきゃいけないと、こういうようなケースというのは起こり得るという結果になりました。0.55 まで下げる必要があるということです。

こういうように将来の加入に関しては、ちょっと現状高い加入は今見込めないということで、そういう中で漁獲のこの変動緩和等に示しておりますが、漁獲のその削減を緩和した場合ですけれども、いずれも基本ルールを上回るような漁獲は見込めない。特に放流の添加があまり見込めないケースでは、その基本ルール以上に危険な状態が続いてしまうと。こういうことも結果として得られております。

将来予測の結果を簡単にまとめさせていただきます。天然のみの場合ですと β が 0.4 ということで、昨年度からの結果と大きな変化はありませんでした。放流考慮ありでは $\beta = 0.75$ で、やや楽観的な結果になっております。

それから現在の親魚量が考慮され、親魚量の低下は管理開始の 3～4 年後、大体 2029 年漁期以降になるという見込みということになります。

それから直近の放流考慮の場合は 10 年後に目標達成するという予測になっているというところなんです。こういうふうに親魚量があると判断されているためにこういう結果になっているのですけれども、漁獲の実態として考えた場合に、漁場がすごく偏っているというのが現状の状況としてございます。例えば、産卵期の瀬戸内海では CPUE が下がってきたように、今年は回復傾向が見られましたけれども産卵期の CPUE、瀬戸内海の CPUE が下がっているのは確かな事実です。一方で、CPUE がそんなに下がっていないと、横ばい相当だというような海域もございます。その点を踏まえますと、漁場に偏りがあるのは事実ですので、このように系群全体としては安定しているようにも見られる結果も均等に各漁場に来遊するものではないので、その点を踏まえたこのデータの活用というのは必要かと考えているところです。

私からは以上となります。

○脇田会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。いかがでしょうか。
(質問、意見なし)

○脇田会長 現時点でなくても後ほどでも承りますので、それでは先に進めさせていただきます。
次に、「トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理について」、水産庁から御説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 水産庁資源管理推進室の番浦でございます。

では、資料 5-5 で説明をさせていただきます。

まず目次を見ていただきまして、59 ページ目になります。目次の中の 1 つ目です。「トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）について」で、2 つ目で「第 12 回トラフグ資源管理検討会議について」、

3つ目で「資源管理方針に関する検討会」ステークホルダー会合と呼んでおりまして、この「第1回について」という目次を示しております。1つ目に関しては、トラフグ資源の分布や海流・漁獲量・資源尾数などの状況について水産機構から御説明があったところですので、ポイントのみ説明させていただければと思っております。2つ目、この会議は11月11日に開催したところでございます、そこでどのような議論があったかというところを御紹介させていただきます。3つ目です。第1回ステークホルダー会合についても、7月29日に開催したところでありますけれども、この内容がどのようなものであったかというところに関して御説明をさせていただきます。

では、資料に入ってくださいまして、既に水産機構の御説明の中に含まれていた事項は割愛をさせていただきます、重要なおところだけポイントで説明いたします。

4ページ目をお願いします。スライド4です。

資源量と漁獲量の推移がございます。1つ目のポツ、資源量は2024年漁期に794トンと過去最低レベルとなっております。2つ目、漁獲量は減少傾向にありまして、2024年漁期も131トンと過去最低となっております。3つ目のポツです。親魚量については2009年漁期から上昇傾向にあります。

続きまして、年齢別・資源尾数の推移でございます。これは資源量ではなくて尾数でカウントしております。このグラフを見ていただくとお分かりになるかと思えますけれども、1つ目のポツで、2005年をピークに全体の資源尾数は減少傾向にございます。この中で2つ目のポツ、親魚3歳以上の尾数はおおむね横ばい傾向となっております。このグラフでいうと、この紫と灰色のところです。3つ目、2024年の0歳魚の資源尾数、この天然魚ですけれども、これは約88,000尾となり、過去最低の2023年の約57,000尾よりは上昇しているものの低い値で推移をしております。これらのことを踏まえまして4つ目のポツです。2024年の再生産成功率は1kg当たり0.13尾と引き続いて過去最低レベルとなっております。

続きまして6ページ目、6スライド目をお願いいたします。

2つ目のポツです。2024年漁期の放流数は約148万尾となっております。3つ目のポツで、種苗放流のみでの資源回復は難しいことから、漁獲の抑制が不可欠と考えております。

続きまして、11月11日に開催しました「第12回トラフグ資源管理検討会議」の議論の内容について御説明をいたします。

8ページ目をお願いいたします。「トラフグ資源管理検討会議」に関しては、毎年1回開催しております、おおむね11月に開催をしております。目的は、第2に書いてあるところではありますけれども、検討会議はトラフグ資源の回復を図るため、トラフグ資源の漁獲、種苗生産、試験研究及び市場・流通等に関係する者が参集し、情報共有・意見交換等を行うことにより具体的な資源管理措置を検討し、実態を踏まえた効果的かつ広域的な資源化の取組みを促進することを目的としております。

続きまして、12スライド目をお願いいたします。

この会議に関しては、毎年1回開催しております。前回は会議でいただいた宿題に関して、随時答えながら、いろいろな課題を解決しながら進んでいるところでございます。前回11月に開催された会議の宿題事項としては、ここに書いてあるものがございます。

資源評価に関しては、①産卵来遊の把握による加入推定の制度向上への取組。今日の水産機構の御説明にもあったと思いますが、産卵場に来遊していないのではないかと事象が生じているということもありまして、加入もどんどん下がっているのではないかとという考え方、そういう御意見等もいただくところでございます。これらに関しては、水産機構に調査を進めていただいております。継続的な対応を行っているところでございます。

②経験環境の把握というものもございます。これは何を言っているかというところ、トラフグは水温に影響されるものもございますので、例えば水温が原因でもってトラフグが産卵場に来遊できていないのではないかというような、そういう御意見もございます。そういったものに関しては、これに関しても先ほど御説明があったと思いますけれども、水産機構で引き続き調査を実施しているというところがございます。

③です。系群外漁獲の把握としております。この会議自体、日・東・瀬系群を対象に行っているところではありますけれども、近年、日・東・瀬系群が対象としている以外のようなところでもトラフグが獲られているという実態がありまして、系群の構造が変わってきているのではないかと考えてございます。こういったものに関しても、引き続き水産機構において全国の水産試験場などとも協力しながら調査を進めていただいているところがございます。

④トラフグ日・東・瀬系群に関して、低加入が続いた場合の試算を実施とございます。これはトラフグ日・東・瀬系群に関して、このまま加入がずっと下がり続けるのではないかと、低加入がずっと継続するのではないかとというものを前提とした試算を行うべきであるということとを前回のこの資源管理検討会議の場で御意見をいただいたところがございます。これについては宿題として捉えておりまして、回答に関しては、後ほど説明いたします、トラフグ第1回ステークホルダー会合の場で、水産機構で実施した試算の内容について御説明をさせていただいているところがございます。

続きまして、資源管理でありますけれども、ステークホルダー会合に向け、浜回りを実施としております。この第1回ステークホルダー会合に関しては7月29日に開催しているところでありまして、この開催の前に水産庁としては、要望があった県に関しては基本的にその要望に基づいて浜回りを実施しております。

この宿題を踏まえて、前回この11月11日の資源管理検討会合を開いたところがございます。この検討会議の場で触れさせていただいたのは、まず15スライド目です。

この検討会議に関してはステークホルダー会合の後に開催されているというところがありまして、検討会議の場においても第1回ステークホルダー会合の内容を説明しております。例えば目標管理基準値の案としてはどうなるのかだとか、またこの限界管理基準値案に関してはどうなるのかというところをもう1回御説明をさしあげたところがございます。

16スライド目をお願いいたします。ここは、目標管理基準値を達成するためにどのような獲り方をしていくべきか。この目標を10年後に達成していくに当たって、毎年のTACはどうなるのかというところのシナリオを皆様には提示をさせていただいたというところがございます。

「漁獲シナリオ」と左端にありまして、上の段が種苗放流を行う場合、下の段が種苗放流を行わない場合としております。10年後に50%の確率で目標を達成するためには、この $\beta=0.75$ というところが一番上の値となるということで皆様には御説明はさせていただいております。

これらの御説明を踏まえた上で、資源管理検討会議でどのような御意見があったかというところではありますけれども、やはり今日の水産機構の御説明にあった内容でもありますけれども、資源評価やいろいろな課題、系群の構造の問題とか、あるいは産卵場への来遊の状況に係る調査とか、そういったものの進捗に関しての質問がありました。また、このトラフグ日・東・瀬系群に関しては、TAC候補種となっているところがありまして、漁業者の方々からTACを入れるのであれば支援策とセットでなければというような御意見もございました。

そのほか、この第2回ステークホルダー会合に関して、我々は第1回ステークホルダー会合の場で、

は資源管理検討会議の場でも、そういう支援策というものに関して御意見があったところでございます。水産庁として基本的にこのTACを導入するというものに関しては、資源の状態の維持向上を図るものということでありまして、その漁業者の方々のために行うものという部分がございます。なので、TACを導入するからそれとセットで支援策をとるものではないと基本的な考え方としては持っております。そういう前提の基にはありますけれども、トラフグに今後TACを導入したならば、まずどういう目標を設定して、どういう獲り方、どういう漁獲シナリオを設定するかというところに応じて、現場へのTAC導入の影響というものも明らかになってくるところがあります。そういった中でトラフグにおいて、特段の支援策が必要なものがあるのかということに関しては、目標と漁獲シナリオの議論を踏まえつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

④再生産を阻害するおそれがある水域での管理の在り方について関係者間で議論するというものがございます。これに関しては、ある県の漁業者が、ほかの県の漁船が親となる魚を獲っているようであるということがございまして、操業が再生産を阻害するようなことがあるようであれば、そこは対応していく必要もあろうかということで、関係者間で継続して議論するものとしております。

第1回ステークホルダー会合の取りまとめ及び取りまとめに至った背景について御説明をさせていただきました。

続きまして、スライド18番目をお願いいたします。今後のスケジュールでございます。③の赤囲みのところでありますけれども、今年の7月29日に第1回会合を開催しました。②この資源管理手法検討部会で整理された意見や論点を踏まえて具体的な管理について議論をいたしました。この結果については先ほど御説明をさせていただいたところでございます。

第2回会合については本年度中に開催予定としております。ただ、これについては先ほど御説明いたしました、11月11日開催しました資源管理検討会議の場で、本年度中、3月までということであれば、そこはまさにトラフグの漁期と重なるので、できれば来年度にしてほしいという御意見があったので、そこに関しては内部で検討させていただければと思っております。ここの日程に関しては、今後また調整をさせていただきます。

説明は以上となります。

○脇田会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでしょうか。
(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題の6「その他」の①です。「TAC資源拡大に向けた検討状況について」、水産庁から御説明をお願いいたします。

○加納課長補佐 水産庁資源管理推進室の加納から、資料の6-1について説明をさせていただきます。

まず、資料の6-1の左端に「水産資源」ということで並んでございますけれども、これは令和3年に「TAC魚種の拡大について」という資料を作成いたしまして、そのときに掲げた資源が全て並んでいる状況でございます。それぞれの資源に対して水産政策審議会の下に作られている「資源管理手法検討部会」というものの中で論点課題等を整理いたしまして、その後「ステークホルダー会合」において

議論をして、TAC管理の是非について議論をしていくということになってございます。

進捗状況は書いてあるとおりでございまして、現在進捗中のものについては最終的に赤の文字で書いてあるところが現在地点というところでございます。この資料は前回の春の広調委のときにも使用しております、そのときから進んでいるものについて黄色セルになって書いてございます。すなわち、ブリのTAC管理、ステップアップ管理のステップ1というものが今年の4月から始まりましたということと、ベニズワイガニの日本海系群、これにつきましては知事許可と大臣許可の水域と2つございませけれども、3月にステークホルダー会合第2回目を開催いたしまして、TAC管理自体が今年の令和7年の9月から開始しているということでございます。また、先ほど番浦補佐からも説明ございましたけれども、トラフグに関しましても7月にステークホルダー会合第1回が開催されたというところでございます。

資料6-1についての説明は以上になります。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等があれば承ります。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 ないようでしたら、次へ進ませさせていただきます。御説明ありがとうございました。

それでは、その他の②「令和8年度資源管理関係予算について」、水産庁から資料の御説明をお願いいたします。

○加納課長補佐 同じく資源管理推進室加納から説明をいたします。

資料の6-2に関しましては、毎年の予算要求の資料ということでございまして、この夏の段階において、財務省に対してこういうものを要求していますということで概算要求の概要という資料を作成してございます。

最初の1ページ目から8ページ目までが文字で書いてございまして、予算の全体像ということで付けさせていただきます。また、9ページ以降最後のページまでが、いわゆるポンチ絵と言われているものでございますけれども、それぞれの、特に資源管理に関係する予算につきまして、1枚ずつ事業についての概要ということで付けさせていただきます。詳細について説明をし出すと時間もかかってしまいますので詳細は後ほど御覧いただきたいという御案内になるのですけれども、資源管理・資源評価の観点からしますと、今年に関しましては2ページ目の最初のところに、一丁目一番地といいますか、予算の中でも特に力を入れていくという趣旨の下で「環境激変に適用するための大胆な変革の推進」ということを書いていまして、この海洋環境の変化が激しい中で資源管理をしていくために、その大本になる資源調査・評価というものが重要であり、しっかり海の状況を捉えて、資源についてもリアルタイムに把握できるようにしていくことを目指して、予算についてもしっかりと確保してまいりますという趣旨でございます。

簡単ではございますけれども、資料6-2につきましては以上でございます。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、先に進ませていただきます。

それでは議題の③「広調委の今後の役割等について」です。事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

資料6-3、こちらについて説明をさせていただきます。

1 ページを見ていただければと思います。まず、広域漁業調整委員会では、これまでクロマグロですとかサワラ等に関する委員会指示の発動など、複数の都道府県にまたがる海域を回遊する広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたというところがございます。平成30年に漁業法が改正されて、資源管理の基本をTAC管理とするということになって、TAC対象種及び候補種については、広調委とは別にステークホルダー会合やTAC意見交換会など、意見交換等を行う場が設けられるようになったというところがございます。

このため、広域資源の管理に対する広調委の役割について、令和7年春、今年の春の広調委において事務局から提案を行ったというところです。

内容としましては、今後の広調委については漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、例えば小型魚の漁獲抑制ですとか届出制の導入などに関して、省令や漁業調整規則で規制する前段階として、広調委からは委員会指示を出すことで重要な役割を担っていただける部分が大きいのではないかと考えています。

このような考えのもと、まずは漁業法に基づく資源管理における今後の広調委の役割について水産庁で検討を行った上で、本年秋の開催予定の広調委において、委員会の皆様に御議論をいただくこととしてはどうかと考えているという内容を、今年の春の広調委で事務局から説明させていただいたところがございます。これらを踏まえて、まずはその広調委で取り扱う資源について、委員会指示の有無に焦点を当てて取扱意義を御議論いただきたいと考えているところがございます。

なお、本日はこの場で何かの結論を出すというわけではなくて、今後の広調委でどういったことを検討、議論していくかについて、委員の皆様から意見をいただきたいと考えているところがございます。次のページ、お願いします。

こちらにつきましては、広調委で取り扱っている資源について、委員会指示の有無等を表にまとめたところがございます。薄いオレンジは太平洋、緑は瀬戸内海、青は日本海・九州西を示しておりまして、白は三海共通の資源でのクロマグロについて示していると。TACという表示がある資源については、TAC管理を行っている資源ということになってございます。

また、この広調委で取り扱っている資源のうち、委員会指示が出されているものにつきましては、太平洋では太平洋の南部のキンメダイ、伊勢湾・三河湾のイカナゴ、瀬戸内海ではサワラ、日本海・九州西では有明海ガザミ、九州・山口北西のトラフグについて出されているところですが、なおイカナゴについては資源状況等を勘案して、現在は失効しているという状況になっています。現在、広調委で取り扱っている資源の多くについて委員会指示が出されていない状況ですが、これについて広調委でも報告している経緯等がございますので、幾つかの事例を次のページ以降で説明させていただきたいと思っております。

次のページ、お願いします。

こちらは日本海西部・九州西、マアジ・マサバ・マイワシ、この一連につきましては資源回復計画の対象としておりまして、平成 23 年の計画終了に伴い、平成 24 年から資源管理指針・計画体制へ移行し、本件資源管理の関係者の間で広域資源管理方針というのが策定されたというところがございます。以降、この方針に基づいて、まき網漁業者が小型魚保護などの自主的な資源管理の取組状況ですとか、この方針は 5 年ごとに見直すことになっておりまして、その際には広調委に報告するというところとしていただいております。広調委の報告の必要性について、関係者に聞き取りを行ったところ、水産庁が整備したマウンド礁の周辺の資源管理措置というのは、この広域資源管理の方針の中に記載されていることですので、こういう広域資源管理方針が広調委で報告・公表されることによって、関係漁業者が小型魚の保護等の取組をしているということが周知できるという意見があったところがございます。

次のページ、お願いします。

こちらは、資源回復計画から資源管理指針・計画体制へ移行した際の説明資料です。この体制については、令和 5 年度末までに漁業法に基づき資源管理協定に移行しているというところがございます。こちらについては当初、この体制の中ではこの資源管理に取り組んでいくに当たり、広調委で協議ですとか必要に応じて委員会指示を発出するといったことを想定していたというところがございます。

次のページ、お願いします。

こちらのページは、日本海沖合ベニズワイガニについて示しています。こちらの資源も資源回復計画の対象となっております。平成 24 年からは資源管理指針・計画体制へ移行したというところがございます。こちらについては生産者、加工・仲買業者、卸業者の 3 者が集まり、「境港ベニズワイガニ産業三者協議会」などにおいて、水揚げ状況ですとか取組状況などについて情報共有が行われるとともに、広調委においても報告されているというところがございます。広調委の報告の必要性につきましては、このベニズワイガニの資源管理においては、数量による管理のみならず漁具規制ですとか小型個体の保護といった取組みが重要なので、引き続き広調委に対して報告して取組みを実施していく必要があるという意見が出ているところがございます。

では、次のページお願いします。

こちらは、太平洋北部沖合性カレイについて示しております。こちらの資源も資源回復計画の対象となっております。平成 24 年から資源管理指針・計画体制へ移行をしたというところになっております。青森県から茨城県までの漁業者間で意見交換会を開催しながら資源管理の取組みが継続されているというところがございます。広調委の報告の必要性につきましては、広調委において、この取組みを取り扱っている結果、保護区の設定の取組等に関して漁業者の意識の高さが感じられるですとか、TAC 管理導入も含めた議論に向けて、本取組を継続することが重要であるといったような意見があったところがございます。

次のページお願いします。

こちらはカタクチイワシ瀬戸内海系群の燧灘について示しています。こちらも資源回復計画の対象となっておりまして、当時この計画における休漁の取組を担保するために委員会指示が発出されたということです。平成 24 年度以降は、「燧灘資源管理検討会」というものを設置して、年 1 回のペースで資源管理の状況を広調委に報告していたというところがございます。その後、平成 31 年 3 月の広調委において、資源管理の取組が円滑に実施されていることなどを踏まえて、以降はこの報告の必要性が生じた場合のみ広調委へ報告するとされたところとなっております。なお、先ほども説明があったと思いますが、カタクチイワシの瀬戸内海系群については、令和 7 年 1 月から TAC のステップアップ管理の対象とな

っているというところでございます。では次のページをお願いします。

こちらは最後、「検討事項」ということになってございます。まずは、委員会指示があるものにつきましては、当然指示の改正など必要性に応じて広調委で協議していくものでありますけども、ないものについては漁業法に基づく、さらなる資源管理の推進のため、この広調委の委員会指示を活用することはできないかということですか、またこのカタクチイワシの瀬戸内海系群、燧灘のように報告の必要性が生じた場合のみ広調委に報告するといったようなことはできないかということを示しているところでございます。

10 ページ目以降は、参考資料として広調委の概要とか事務規定を添付しているところでございます。繰り返しになりますけども、今回何か結論を出すということではないので、今後の広調委で議論していくものについて御検討いただければと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

○脇田会長 ありがとうございました。

ということですので、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等あれば御自由に、ぜひ自由闊達に御議論いただければと思います。ウェブ、臨場どちらからでも結構ですので、いかがでしょうか。

それでは、山口県さん、お願いいたします。

○三浦委員 お世話になります。私も今年度から委員になったということでちょっと今までの状況はよく把握できていないところもあるのですが、広調委の役割というのは、当然皆さんも御承知のとおり漁業法にも明記されているという状況の中で、今こういうときに今後の役割を検討するという水産庁としての趣旨といいますか、そういうのをちょっと教えていただきたいのと、このように役割を検討するに当たっては、何か現状に問題があるのか課題があるのか、そういうことも併せて教えていただけたらと思います。

○脇田会長 それではお願いいたします。金子所長。

○金子所長 瀬戸内海漁業調整事務所長の金子です。この議題における我々の趣旨としては、冒頭の私の御挨拶においても言及したとおり、新たな漁業法の下における我が国の水産資源の管理については、その漁獲可能量（TAC）による漁獲量の数量管理を基本としますとお話をしましたけども、しかしながらそのTAC管理だけでは、適正な資源管理を行うことが難しい場面が出てくると我々は考えておりました、これまでの瀬戸内海において行っているサワラの小型魚、あと産卵親魚の漁獲抑制とか、本日御説明をしたクロマグロの遊漁の届出制の導入など、広域漁業調整委員会指示を発出することで水産資源の管理における重要な役割を担うことができると考えています。なので、資源管理の基本は漁獲量の管理を行う、TACが基本ではあると考えていますけども、これまで広調委が行ってきた様々な管理手法等を組み合わせることによって、適正な水産資源の管理が実施できると考えていますので、こういったことについて何か、これまで広調委を開催してきましたが、今後ほかにもこういったことをやった方がいいとか、そういったことを委員の皆様で、お考えをお持ちだと思うので、その点をお聞きしたいというのが水産庁の趣旨でございます。

○脇田会長 山口県の三浦委員、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

○三浦委員 ありがとうございます。趣旨は大体分かりました。

○脇田会長 ということですので、これまでの広域漁業調整委員会の役割に、さらに今後よりよく、より皆様の御意向に、現場の課題に応えるとかそういったことで、よりよい、さらに効率的・効果的にこの瀬戸内海広域漁業調整委員会が運営できるようになるために、ぜひ皆様から御意見をいただきたい

という、そういう趣旨だと理解していますので、ぜひ現場のことをよく御存じの皆様から、今後は将来的にこういった議論をしたらどうだろうかといったような前向きな御提案とか、課題として抱えていらっしゃるなど、御自由にお話しいただければ。今日は何かを決定する場ではありませんので、まずはお互いにふだん考えていることなどを共有する場と捉えていただければいいかなと思います。いかがでしょうか。

田沼委員、お願いします。

○田沼委員 漁業者が一番困っているところとしては、結局は遊漁。瀬戸内海というのはプレジャーボートというのかな、タコ釣りとかサワラ釣りとかいろいろやっているけれど、いかんせん船数が多過ぎる。うちの前の浜でも遊漁を始め600隻ぐらいの船が来るから、そういった船による漁獲で、タコはどんどん減ってきて漁業者が商売できないというような状態になる。明石の市漁連でもタコの放流などいろいろなことはやってみるけれど、1年魚なのでなかなか増えてこないという実態がある。兵庫だけではないと思いますよ。サワラもそう。市場で揚がるより余計に揚がっているというぐらいだから、徳島にしたって。今どこでもそういう悩みがあると思います。漁業者は減っているけれど遊漁は増えている。そこを何とか取締りなりなんなりやってほしい。以上です。

○脇田会長 ありがとうございます。

取りあえず、もしほかにも御意見がありましたらぜひ。まずは御自由に御意見をいただければと思いますが、ウェブ参加の方から何かございませんか。大丈夫ですか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは、臨場出席の本庄委員、富山委員、あれば。

○本庄委員 大分の本庄でございます。私からは個々具体ではないのですが、TACによる数量管理だけではうまくいかないというような課題があるものがこれから生じたら、ここに集まっている委員はそれぞれ府県互選の委員ですので、関係府県に持って帰って、府県の中でよく話をして、またこちらでお話を上げさせていただくという段取りがあってもいいのかなと、今御説明を聞きながらそのように感じました。以上です。

○脇田会長 ありがとうございます。

それでは、富山委員ございましたら。大丈夫ですか。はい。

では、お手が挙がっていました。香川県の嶋野委員からお願いします。

○嶋野委員 1点だけお尋ねしますが、トラフグの漁獲量、これの分布ですが、近年、太平洋側の宮城県などのはえ縄で、かなり揚がっているということはもう3、4年前から聞いているわけですが、資料70ページの各県の漁法と府県別の近年の漁獲量には全然出てきていないと思います。これについては、水産庁はデータを把握していないということですか。

○脇田会長 それでは、水産庁からお願いいたします。

○平井主幹研究員 機構から説明いたします。水産資源研究所の平井です。

お手元の資料の資料5-4-2、今日は説明の中では時間の関係もありまして調査の説明を割愛させていただきました。ページは45ページです。45ページからめくっていただきまして53ページです。その他の調査進捗、関東・東北の話という項目がございます。こちらは昨年度から資源評価調査の拡大種ということで着手しております。1回目の調査報告書、今年の3月末ですが令和6年度末に行っております。そのデータ、そちら55ページ・56ページにかけて、どういった漁獲状況かということで、どの時期に主に獲られているかという点について紹介しております。報告書には、これを集計し

た漁獲量を掲載しておりまして、おおむね7県で100トン程度だったと思うのですが、漁獲はされているということは把握しているところです。一方で、実際現状でどの程度の加入があるのかという点ですとか、CPU等が安定しているのかという点につきましては、現在、分析であったり、それから各県に調査をやっていただいたりして状況を把握している最中ということになります。過去を遡って、それだけ大きな漁獲がなかった地域というのもありまして、漁獲量の集計等にはあったのですが、実際どういうサイズのものがあったのかという点については、まだまだ分からない点も多いというのが現状でございます。

○嶋野委員 会長、嶋野です。

○脇田会長 どうぞ。

○嶋野委員 今の説明でよく分かったのですが、瀬戸内海で昭和50年代にはたくさんのトラフグがコマセ網に入っていたんですよ。うちの漁協だけで1日に5トンほど獲れていた時期があったのですが、近年はもうほとんど獲れなくて、今まで獲れていなかった東北へ生態系が移動したのかなと思うのですが、その点については、水産庁はどうお考えでしょうか。

○脇田会長 それでは、続けて御回答をお願いします。

○平井主幹研究員 この点は機構からお話しいたします。

これに関連しまして、今日の資料には入れてなかったのですが、私の手元の資料を共有いたします。今週11日にトラフグ資源管理検討会議というものを福岡で行っているのですが、日・東・瀬系群の3各圏の皆さまに多数御参加いただきましたので、こちらの資料で説明いたします。

これまで移動回遊に関する調査としましては、もともとこの系群の北限が秋田県ですが、秋田県で標識放流を実際に行ったというのが1990年代の調査でございます。そのときには南側は能登半島まで、北側は三陸周辺まで採捕があったという記録があります。それを踏まえまして、私どもでも放流個体の追跡、それから現在人工種苗の放流が大々的に行われておりますので、西日本で放流したものがどの程度の海域まで移動し、獲られているのかという調査をここ3年ほど行ってきました。その中で、福岡県でタグをつけて放流した個体が福島県の相馬沖で獲れるというケースが1例ございました。これ1例でございます。2年前に放流したものが2年間、1年間またいで産卵場に帰っていなかったのだと思うのですが、獲れたというケースが1回だけございました。その後3年間の中で多数の種苗放流や標識放流を行っておりますが、その後は得られていません。ですので、東北まで行ってしまうというケースというのは非常にまれではないかなと考えている点が1点ございます。

それから、人工種苗の追跡ですが、こちらは秋田県と福島県において、西日本で放流したものが獲れるのかという調査を行っております。これを見たところ、秋田県では442尾測定したうち、全部で5尾、西日本由来のものが混じるというケースがございました。これをちょっと多いとみなすのか少ないとみなすのかですが、通常秋田県の人工種苗の放流数というのが年当たり8万尾程度です。それに比べますと九州・瀬戸内海海域では毎年100万尾単位の放流をしておりますので、約10倍の放流があると。そういった中で秋田県由来のものが51尾獲れているのに対して、複数の年代のものを足し合わせて5尾ということで考えると、これに関しましては緩やかな交流しかないかと判断するべきではないかと思えます。

一方で、秋田県の放流した人工種苗につきましては福島県でも採捕がありまして、その点を踏まえますと、秋田県側と東北の太平洋側というのは交流があるであろうというふうには考えているところです。

もう1点ですが、今日の資料の中にも少しありますが、同じ系群の中でも西日本海域、瀬戸内海

を中心とした西日本海域と、それと秋田県の成長、こんな感じで期待される最大体長が 10 センチ近く違ふと。親になる年齢もやや違ふと。こういったことが分かっております。この点を踏まえると、西日本のものがそういった寒い海域に行きますと、かなり目立った存在になるだろうということを踏まえると、そんなに行っていないのではないかとというふうに考えています。むしろ、現在標識放流をしているもので見ていきますと、これは実は皆さんなかなか気がつかないですけど、こんな感じで千葉県由来の、もともと放流魚だった個体、ずっとこればかり見ていると分かるのですが、ここにトゲがないですよ。これは千葉県が 2017 年・18 年・19 年頃に放流した個体ですが、これ仙台湾で獲れております。私たちは仙台湾で標識放流も行っているのですが、その結果で見ましても、仙台湾で放流した個体が外房で獲れたりとか、あるいは今のように東京湾で放流したものが仙台湾に来ていたりとか、こういったことは分かっているところです。なので、この海域というのは比較的交流がありそうですけども、西日本側からというのはちょっと薄いかなと。むしろ系群の中では、秋田とこの太平洋側は比較的交流がありそうだなと。こんなふうに捉えているところです。

○嶋野委員 ありがとうございました。

○脇田会長 ありがとうございました。

山口県の三浦委員、お手が挙がっているかと思うのですけれど。どうぞ。

○三浦委員 委員会の今後の役割という部分からは少し離れますが、自由にとということで意見を言わせていただきます。今般もサワラ・トラフグの資源管理について報告があったと思うのですが、サワラにつきましては当委員会の委員会指示が発出されているところがございますが、そういうことでこの委員会に状況等の報告、これはあつてはいいとは思いますが、トラフグにつきましては、当委員会での委員会指示というのは発出していないということと、資源状況等の報告につきましては各府県の研究機関なり行政がある程度把握しているということもありまして、当委員会への報告というのはそんなに詳しいものでなくても、ワンペーパーでもいいのではないかなというのが私の感想です。以上です。

○脇田会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等も含めてございますでしょうか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 それでは先ほどの御意見、御質問につきまして、瀬戸内漁調から。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

先ほど田沼委員から遊漁の関係で御質問があったと思います。御承知のとおり、遊漁についても漁業と同様に同じように魚を獲るということなので、一貫性のある管理が必要というのは水産基本計画にも書いているところがございます。クロマグロと同様に広調委で委員会指示を出していくというのは当然可能ですけども、遊漁と漁業の実態を踏まえた形でバランスを取った上でやらなくては行けないと。要は、遊漁に対してだけ過度な負担をかけるのはなかなか難しいというのはあります。あとはどうしても、遊漁者は不特定多数の方々ですので、漁業者などでもなかなか対応が難しいというのもございます。理解しています。なので、だからこそ仮にまた規制をかけるということであれば、公平性や運用面で実効性を伴うかどうかとか、そういったものもちゃんと検討した上で規制を考えなければいけないですし、またこの委員会の中には遊漁関係者の方々がいらっしゃらないので、そういった方々からの実際の意見を踏まえて何ら考えていかなければいけないなという。当然、今御自由だということでのいただいた意見ではあると思うのですが、そもそも広調委の中で遊漁についてどうしていくかというところは、今回いただいた意見ですとか、ほかの広調委などでもこういった議論があれば、そういったものを踏まえ

て、今後、瀬戸内海広域漁業委員会としてどういった対応ができるかということをもたえていきたいと思っています。

○田沼委員　　だって商売にならないから、いやもうそれだけだから。本当に。こっちとしては、遊漁者が釣っている量などが把握できればという思いがある。遊漁では、漁業者が商売できない中で魚をどんどん釣っていき、それを市場に出す等、いろいろやっているから漁師が苦しめられる。そこを何とかできればなという思いがあるだけのものであって、そこの辺りがきちんと整理できたら。

○鉢嶺調整課長　　ありがとうございます。特にサワラにつきましては、皆様には前々から遊漁でのサワラ採捕をどうにか把握できないのかという話はあったと思います。そういった中でサワラの検討会議というものがありますけども、府県と連携して、その対応について議論をしているところでして、例えばインターネットを介した情報収集など、そういったところから遊漁による採捕の実態把握の取組みを開始しているところでございます。

○脇田会長　　ありがとうございます。

いろいろと御意見いただきましたが、ほかにもございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

私からも1点、すみません。追加のコメントですけれども、やはり本日の議題2のところでも、どうやって遊漁者にクロマグロの件を周知するのかという御意見がありましたし、今の田沼委員からもありましたので、やっぱり何とか、遊漁との調整をもうちょっとうまくしていく方策はないのかというのは私もずっと気になっているところです。ちなみに、私、静岡県海面利用協議会の委員になっているのですが、静岡県の海面利用協議会では、遊漁船業の組合の代表の方も、マリーナとかダイビングとか、今SUPとかでも釣っているので、そこら辺も含めてみんな同じ場に委員として集まって、忌憚のない意見交換をしております。ですので、そのような形が、果たしてこの広域漁業調整委員会のできるかというのはちょっと難しいと思いますが、各府県でもし何かいい取組みがあったら共有するというのもいいと思いますし、それから広域漁調では、例えば委員ではないけどオブザーバー参加みたいな、あるいは実際に意見を共有する場としてそういう方をお招きして、遊漁側の取組みや実態を聞いて意見交換するという場もあればいいのかなど。これは期待ですので、こういった意見もあるということで、本日の様々な意見を水産庁で御検討いただければ大変ありがたいと思います。

○金子所長　　日本海・九州西広調委と太平洋広調委もあります。今、会長からいただいたコメントも踏まえまして、ほかの広調委でいただいた意見を取りまとめ、次回の瀬戸内海広調委でこういった意見があったことを皆さんに共有させていただき、今後の広調委の在り方、役割について、また議論ができればと考えていますのでよろしくお願いします。

○脇田会長　　ありがとうございます。

議題の「その他」として予定しているものは以上となります。

最後に確認ですけれども、これまでの議事において、言い足りないとか、あるいは発言するタイミングを逃してしまったなど、何か御発言がある場合にはマイクをオンにしてお伝えいただければと思います。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長　　それでは、これまでお諮りした内容について、特段御意見ない方はありませんと御発言いただければと思います。

(「特にありません」の声あり)

○脇田会長　　ありがとうございます。

全ての議事につきまして、ただいま御了承いただきました。

では引き続き、次回の広域漁業調整委員会の開催予定について、事務局から御説明お願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

次回の開催につきましては、例年どおり2月から3月頃に開催したいと今考えているところでございます。日時・場所・開催形式等につきましては、会長や委員の皆様の御意見を伺いながら決めたいと思っていますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○脇田会長 次回の委員会は例年どおり2月から3月頃ということですので、委員の皆様方には年度末の御多忙な時期とは存じますが、どうぞ御出席のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、本日は委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいた御意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました、山口委員、岡委員のお二方には、恐縮ですが、後日事務局から本日の議事録を送付いたしますので、御署名くださいますようお願いいたします。

○山口委員 はい。

○岡委員 了解しました。

○脇田会長 ありがとうございます。

それではこれもちまして、第51回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、活発な御意見、御審議を誠にありがとうございました。

(17時05分閉会)